

## 令和元年度 職員提案（第1次）概要

### 1. 募集期間

第1次募集 平成31年4月12日 ～ 令和元年6月28日

#### ○施策・政策提案

市の政策・施策に関するもの（ただし、自らの業務を除く）

#### ○事務改善提案

市の行政事務の改善に関するもの

#### ○アイデア提案

市民サービスの向上に関するもの

### 2. 提案件数・内訳

・施策・政策提案	0件
・事務改善提案	1件
・アイデア提案	0件
合計	1件

### 3. 提案の審査等

#### ◆令和元年8月1日（木）

職員提案検討推進委員会（市民政策部長・総務課長・財政課長・教育総務課長で構成）において審査を行った。

### 4. これまでの経過および今後の予定

令和元年8月1日（木）	職員提案検討推進委員会にて審査
8月上旬	市長及び提案者に結果報告
9月3日（火）	総合調整会議に報告、推進計画策定を指示
9月上旬	結果を職員に公開

## 令和元年度 職員提案（第1次）内容等一覧

受理番号	提案件名
1-1	<b>職員提案制度の改善・改革</b>
現状及び問題点	
<p>第七次行革大綱でも位置付けられた「職員提案制度の充実、アイデアを施策に反映する仕組みづくり」については、職員の前向きな改革志向、事務改善意欲を掻き立てるために位置付けられています。しかし、前回、「音声認識ソフト導入による協議録作成の効率化」提案が不採用になったことをはじめ、せっかく提出された職員提案は、提案者の前向きな意図を十分にくみ取ることなく、不採用となっているのではないかと疑問を感じざるを得ません。これでは職員提案制度を通じた改善・改革思考をもつ職員意識の向上どころか、職員意識の停滞につながるものが危惧されます。こうした現状を改善するため、次の改善案を提案します。</p>	
改善案	
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第七次行革大綱の推進に向け「職員提案基本方針」を策定(どのような職員提案を求めているのかを明らかにし、審査基準を明確化することで審査の妥当性を示す。また、求めていない提案があるのであれば、これを明確化し提案者と受付け者の意識の共有を図る)</li> <li>・提案スタイルの見直し(提案者の希望に応じて職員提案検討推進委員会での説明機会をつくる)</li> <li>・職員提案検討推進委員会の公開</li> </ul>
	期待される効果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のモチベーションを喚起し、改善・改革意識を改めて醸成することが期待される。</li> </ul>

審査結果	審査結果
	趣旨採用 (提案者の意図を十分踏まえた制度の検討、検証を行っていく。)
	検討・推進セクション
	元気創造政策課
	委員意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案の目的を踏まえると提出された提案をすべて採用する必要はないが、できるだけ意識向上につながる取り扱いをするべきである。</li> <li>・改善案2点目の提案スタイルの見直しは問題ないと思う。3点目の職員提案検討推進委員会の公開についても意見書に職務専念義務とあるがこれは公開の方法が傍聴の場合であり、提案者や関係課の職員を指すものではない。他にも会議時間の持ち方(時間外など)や推進委員会の議事録をグループウェアで公開するといった方法もある。</li> <li>・本人への報告の前に総合調整会議で語り、再付議としてもう一度推進委員会で検討する仕組みがあってもいいと思うが、その場合推進委員会での議論が不十分であるとならないように色々な角度から話していくことが必要である。</li> <li>・事務局だけで改善しても結果として活性化に繋がらない部分もあるため、今回提案された改善案だけにこだわらず、今後職員提案制度の改善案を職員提案制度にてテーマ募集を行うなど全体の意見を踏まえて次のステップに繋げていければよいのではないかと。</li> </ul>

## 湖南広域消防局中消防署出張所等建設工事に伴う設計概要について

### 1) 業務名称

・令和元年度 栗住委第5号 湖南広域消防局中消防署出張所等建設工事設計委託業務

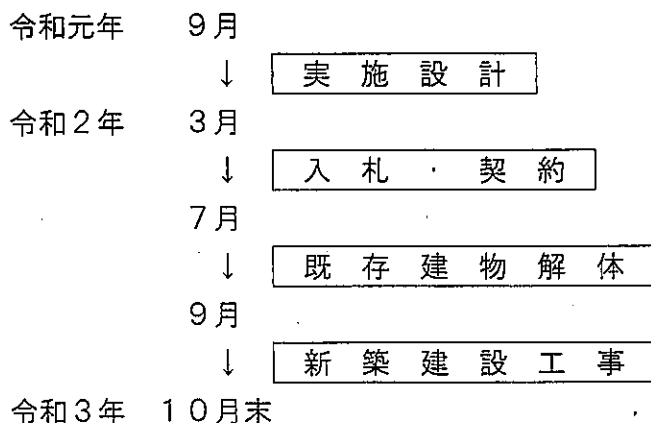
### 2) 業務目的

- ・既存施設の老朽化等により、災害時の消防施設機能の確保が困難であるため、新たに施設の建設を行うもの。
- ・常備消防と非常備消防の連携を深めるため、中消防署出張所と栗東市消防団第1分団詰所を一体とする施設の建設を行うもの。
- ・建設場所については、現敷地（栗東市御園字伝坊1926）周辺の交通整備が進んでいるため、現敷地での建替えを行うもの。

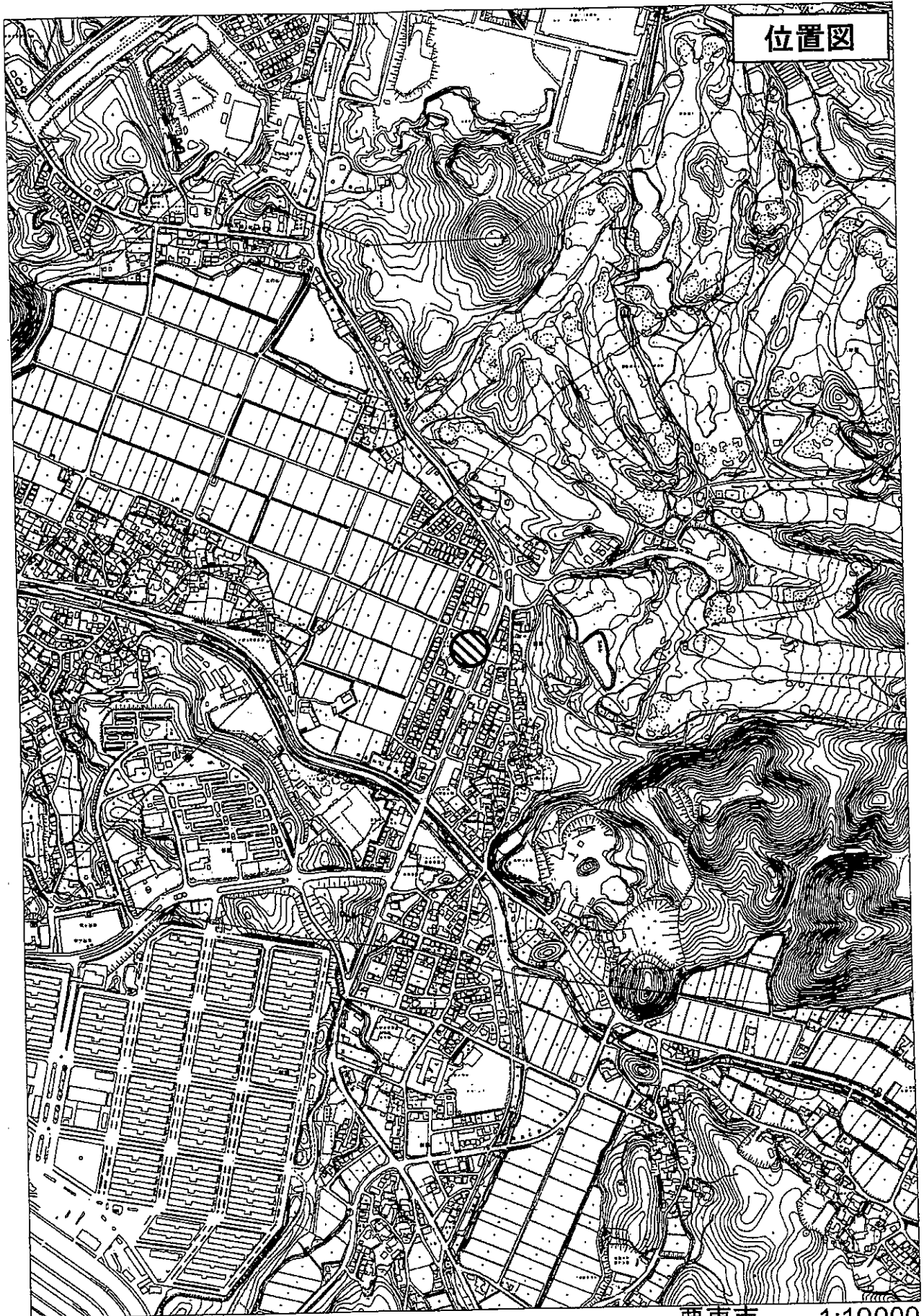
### 3) 基本設計概要

- ・構造：鉄筋コンクリート造 2階建
- ・面積：約1,050 m<sup>2</sup>  
(中消防署出張所庁舎 約900 m<sup>2</sup>、栗東市消防団第1分団詰所 約150 m<sup>2</sup>)
- ・配置：1階西側に栗東市消防団第1分団詰所  
1階東側及び2階は中消防署出張所庁舎とする。
- ・防災対策強化：災害時に必要最低限の業務継続用電源確保するため自家発電設備を設置。  
また、出場時の庁舎管理機能強化のため、出張所にはオートロック設備。

### 4) 今後の予定

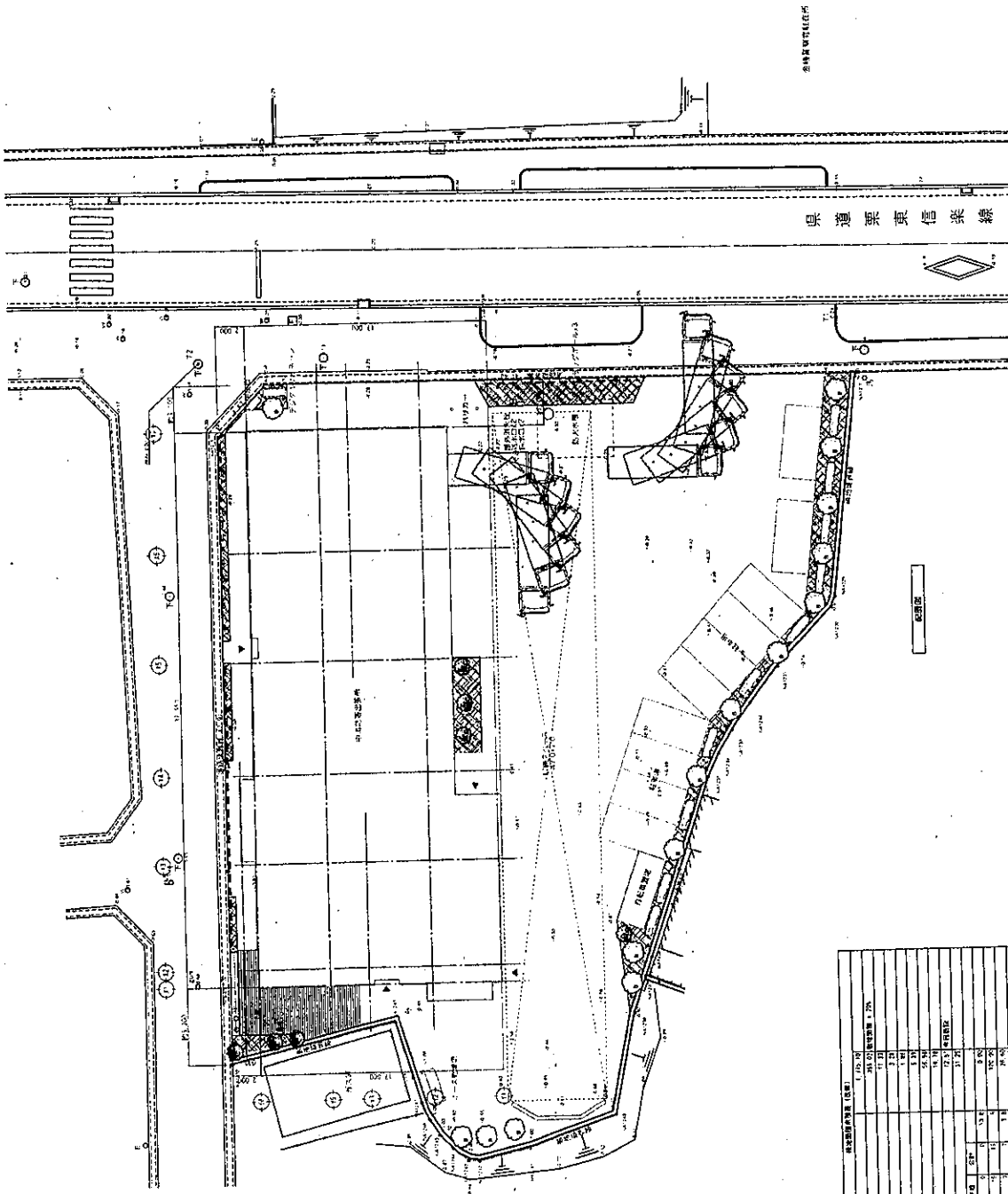


位置図



栗東市 1:10000

配置図



国土地理院提供

信栄東菜道

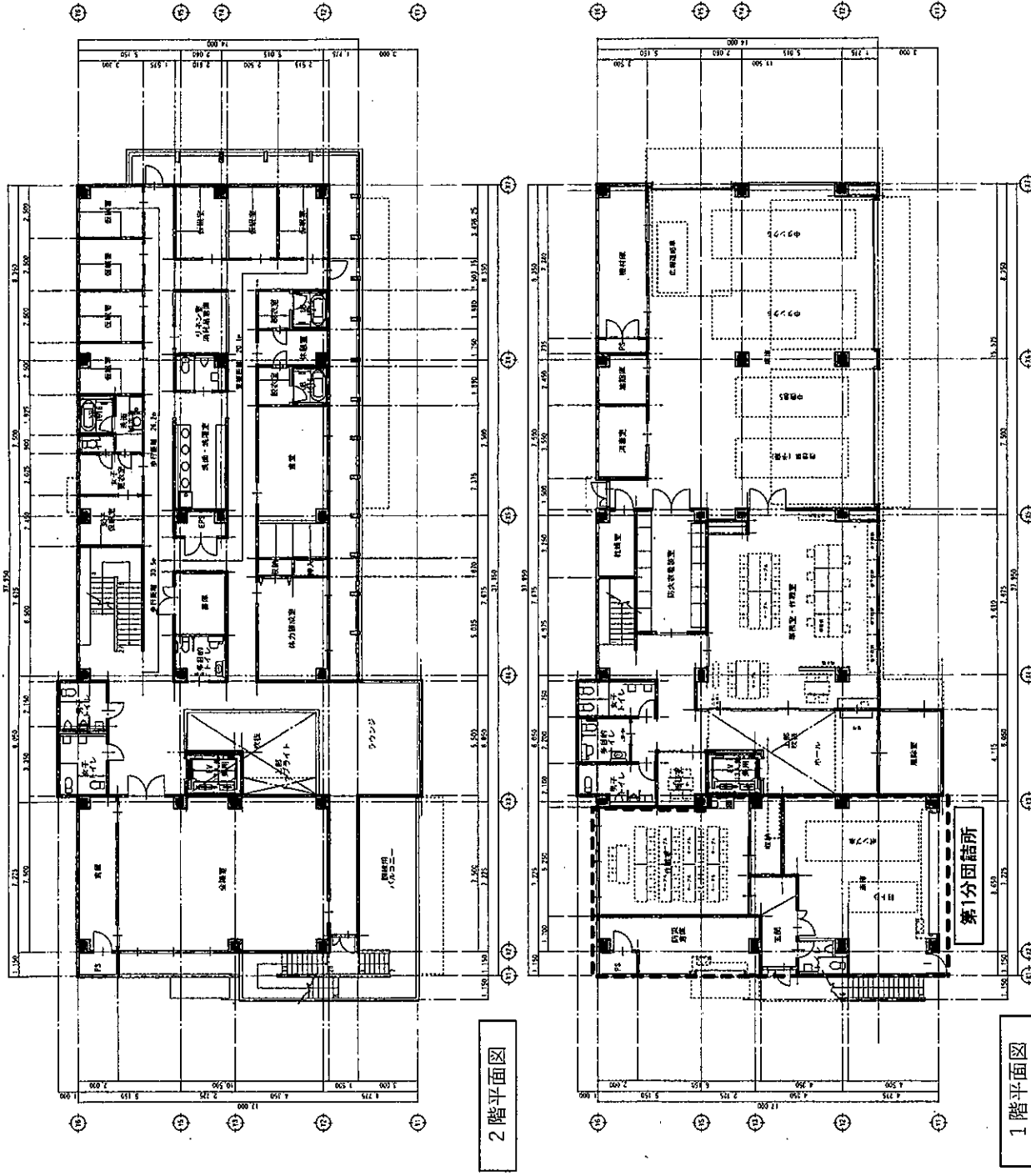
北

敷地面積表 (単位: ㎡)		
敷地面積	11,750.00	
建築敷地面積	2,950.00	
庭園敷地面積	8,800.00	
道路敷地面積	1,100.00	
駐車場敷地面積	1,100.00	
その他敷地面積	0.00	
合計	11,750.00	
容積率計算 (単位: %)		
容積率	25.0%	
容積	2,937.50	
容積超過率	0.0%	
延床面積計算 (単位: ㎡)		
延床面積	2,937.50	
延床超過率	0.0%	
床面積計算 (単位: ㎡)		
床面積	2,937.50	
床面積超過率	0.0%	

- 花壇等の緑地を扱す。
- 棒状ブロックを扱す。
- 高床等には、(単位)
- 高さ2.5m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ1.2m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.5m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.2m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.1m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.05m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.02m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.01m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.005m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.002m以上の床を扱す。(単位)
- 高さ0.001m以上の床を扱す。(単位)

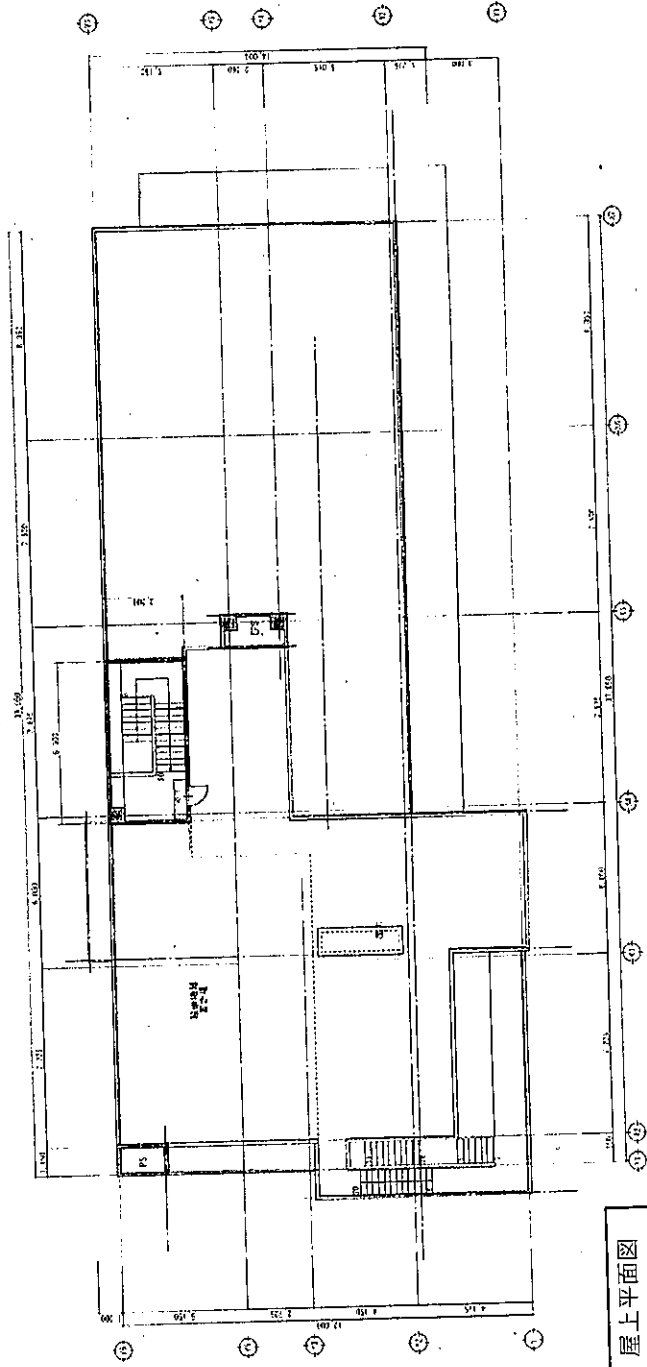
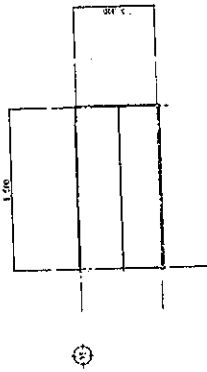
単位: (単位) (単位) (単位)

平面図



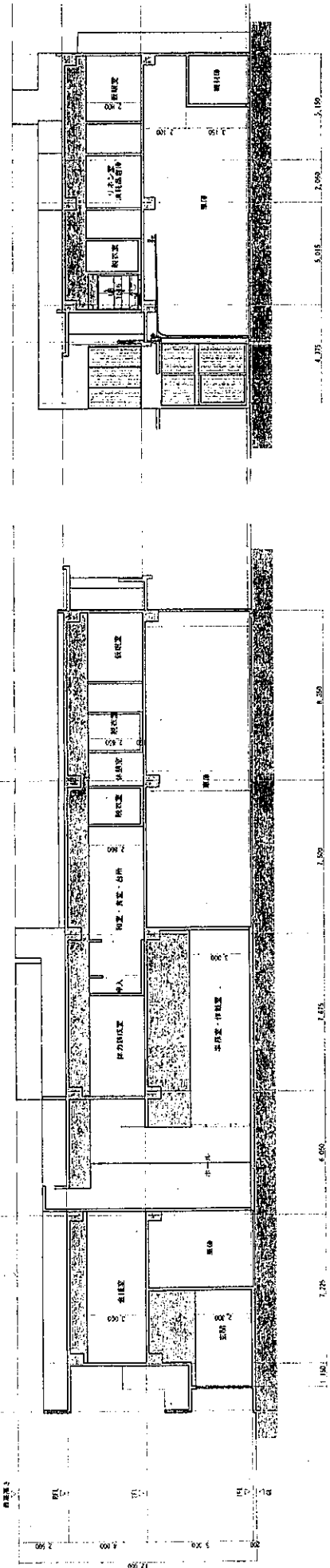
2階平面図

1階平面図



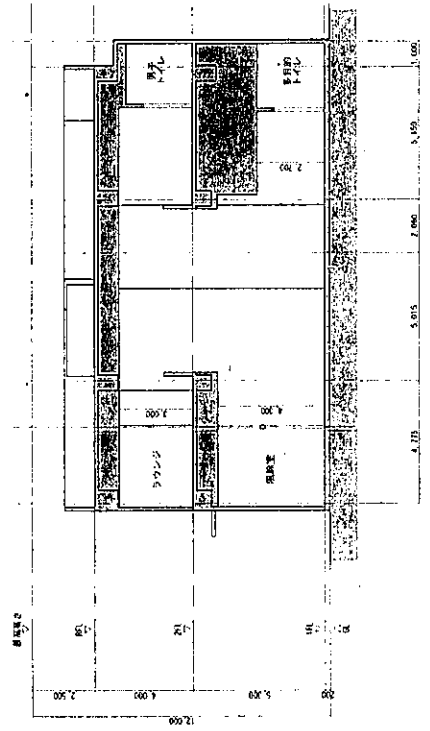
屋上平面图

断面図



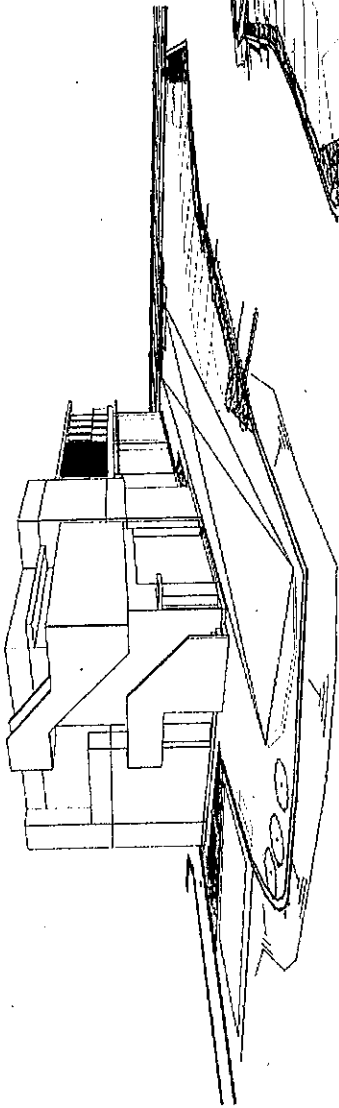
断面図1

断面図2

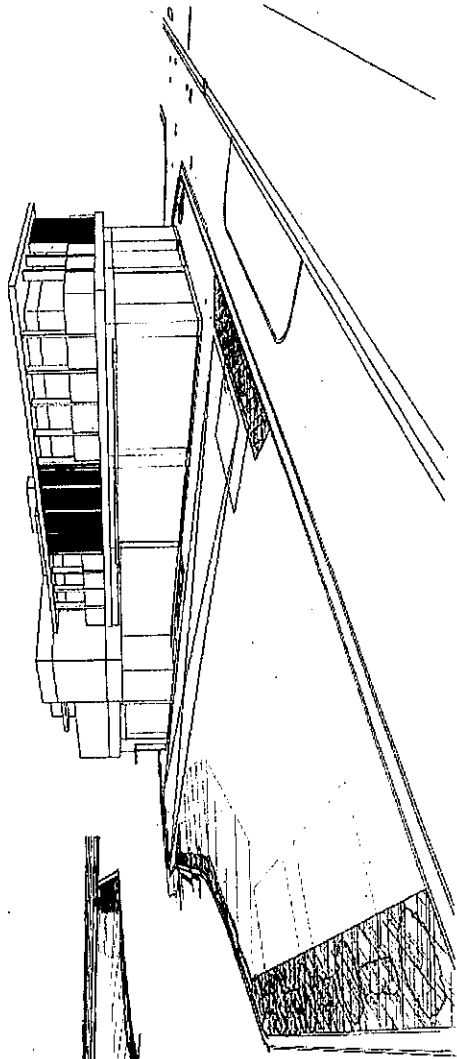


断面図3

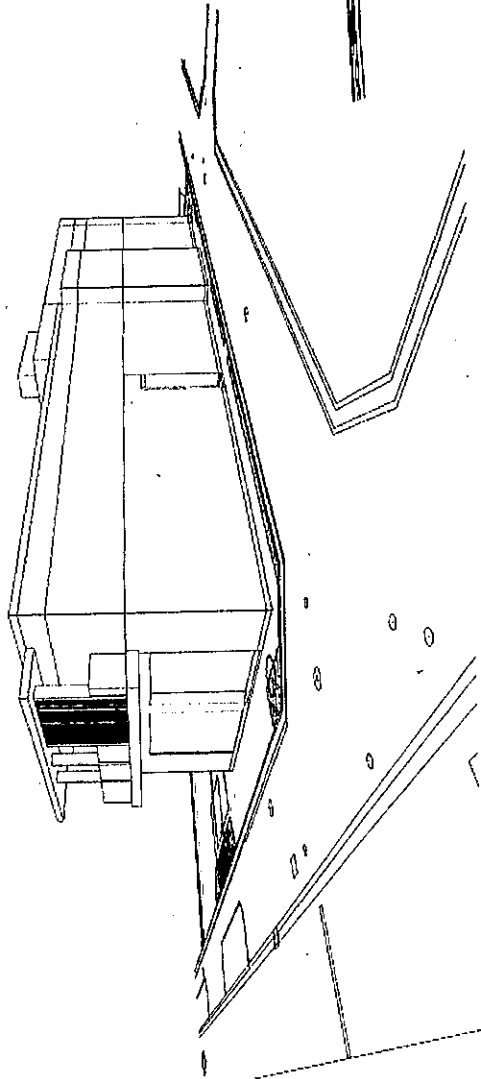




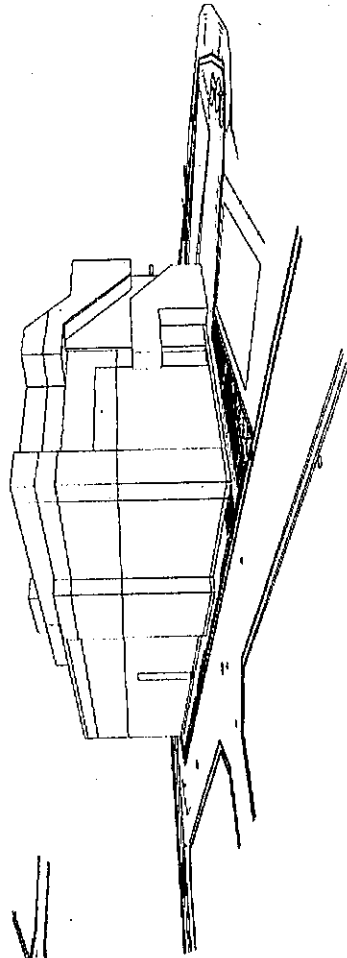
公園側 (西側) から



県道側 (南側) から



市道側 (東側) から



プロパン庫側 (北側) から

## 龍谷大学連携事業（社会学部後期科目「まちづくり論」）について

### 1. これまでの経過

本市は、以前から協力関係のある龍谷大学と、互いの人的および知的資源の交流と物的資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成29年7月11日付で包括連携協定を締結した。

この連携協定に基づく取り組みの一つとして、大学からの依頼を受け、昨年度、初の試みとして本市職員が講師となり大学の講義を担当した。

具体的には、昨年9月～1月にかけて、社会学部後期科目「まちづくり論」（週1回）の講義の講師として市職員を派遣し実施したものであり、市職員1名（住宅課 竹山係長）が授業全体（全15コマ）をコーディネートするとともに、うち5コマについて担当課職員7名がゲストスピーカーとして登壇し、各担当課が実施する施策をテーマに講義を行った。

昨年度は主に2回生約100名程度の受講者があり、最終日には講義で学んだ本市取り組みを踏まえ15の提案が出され、本市から3名が審査員として出席しコンペを実施した。

### 2. 目的

本市が本事業に取り組む目的としては主に以下のとおり。

- 人材育成の一環として職員を派遣することで、職員のプレゼン能力の向上・開発につなげることができる。
- 学生が講義を通じて本市の取り組みを学ぶことで、栗東に関心を持ち、将来的に何らかの形で本市のまちづくりに関わることを期待できる。
- 学生の視点で出された提案を、可能な範囲で本市施策の課題解決に活かすことができる。

### 3. 課題

昨年度実施した結果、主に以下の課題が挙げられる。

- 大学側は現役の自治体職員に講義をしてもらえ、まちづくりの生の声を聴ける、学べるという大きなメリットがあった一方で、本市にもメリットがあったとは言い難い状況である。
- そのような状況の中で、この取り組みを市として人材育成の一環として有益な手法ととらえ、今後も継続するのか、評価・検証が必要である。

- 学生から出された提案の中には実現可能と思われる優れたものも見受けられたが、本市施策への活用に至らなかった。
- また、ゲストスピーカーの派遣にあたり、講師及び事務局にてテーマ選定の上、個別の課に直接協力依頼を行ったこともあり、当該部署以外に情報が伝わらず、全庁的な取り組みまでには至らなかった。

#### 4. 今年度実施計画

3. に挙げる課題を踏まえ、今年度は以下の内容で実施する。

- 昨年度に引き続き、住宅課 竹山係長をコーディネーターとして派遣するとともに、別紙講義計画（案）に想定する7コマ（空欄箇所）について、各部から担当職員をゲストスピーカーとして派遣し、講義を行う。
  - 講義テーマについては、原則として、各部の中で、課題解決に向けた一つの手法として学生の意見・提案を求める施策一つを選定し、併せてゲストスピーカーを選定することとする。
- ※ 派遣職員の負担軽減のため、ゲストスピーカーについては1コマを複数課・複数職員で担当することは可能。また、別紙日程内にて登壇日を変更することも可能。
- 最終日のコンペ審査については、講義テーマを踏まえ、後日審査員を決定する。
  - 今年度の講義終了後、昨年度からの取り組み結果を踏まえ、評価・検証を行った上で、今後の取り組みについて大学側と協議を行うこととする。

#### 《今後の予定》

- 9月 3日（火） 総合調整会議にて報告後、各部へ依頼  
→ 各部内で講義テーマ及びゲストスピーカーの選定(9/12〆切)
- 9月中～下旬 コーディネーター・ゲストスピーカー打ち合わせ
- 9月 25日（水） 「まちづくり」論開講（毎週水曜日）
- 10月下旬（予定） ゲストスピーカーによる講義開始
- 1月 15日（水） コンペ

#### 5. 各部への依頼事項

各部におけるテーマ及びゲストスピーカーの選定を依頼する。

また、ゲストスピーカー職員の派遣について、ご理解、ご配慮を依頼する。

# 令和元（2019）年度 まちづくり論 講義計画（案）

※ 住宅課 竹山係長より

## 1. 講義計画（案）

回	日程	タイトル	担当	概要
1	9.25	オリエンテーション	竹山	本年度の講義計画（概要） 評定方針等
2	10.2	まちづくり・市民参画と協働	竹山	まちづくりの定義づけ 内発的発展論など
3	10.9	人口減少社会と総合戦略	竹山	人口減少社会の状況 地方創生
4	10.16	グループワーク（GW）①	竹山	グループ分け 企画の種づくり
5	10.23	各部におけるテーマ		
6	10.30	各部におけるテーマ		
7	11.6	各部におけるテーマ		
8	11.13	グループワーク（GW）②	竹山	
9	11.20	各部におけるテーマ		
10	11.27	各部におけるテーマ		
11	12.4	振り返り プラスアルファ	竹山	
12	12.11	プレ発表会	竹山	GWで作成した企画をプレ発表し、 更なるブラッシュアップを図る
13	12.18	各部におけるテーマ		
14	1.8	各部におけるテーマ		
15	1.15	政策コンペ、総括	竹山	栗東市への政策提案コンペを開催し、関係者が審査員として企画内容を審査（最優秀賞などの企画を実現させる道筋を創ることが望ましい）

※ いずれも水曜日第1講（午前9時20分～10時50分）

## 2. 各コマの構成イメージ

### (1) 講義時間

- ・本講義計画(案)は組換え(実施日の変更)や、1コマを複数課で担当することも可能である。
- ・1コマの講義時間は90分であるため、時間配分は、講義70分、質疑応答10分、コメント記入時間10分を基本とする。しかし、詳細の時間配分は、発表者(担当課)が設定する。(終了時間は厳守するよう留意願います)

### (2) 時間調整

- ・振り返りプラスアルファの時間は、講義調整の時間として活用し、適宜、必要な講義に振り替えるものとする。(担当課の発表やグループワークの時間調整)

### (3) ゲストスピーカー

- ・講義時間や内容の調整に応じて、組換えや追加等も可能である。

## 3. 政策提案コンペ

- ・栗東市の事例を中心とした内容で、地方自治を中心としたまちづくりを学びながら、学生たちにはグループワークによる政策立案を課題として与え、最終講義日には政策提案コンペを開催する。
- ・政策提案コンペでは、毎年(本年度4年目)、興味深い政策提案がなされており、これらを実現することができれば、学生と市にとってもwin-winの関係が成立するものと考えられる。
- ・最優秀賞に与える事業費を予算確保することや、政策立案に向けた課題設定を行うことなど、本講義による大学との連携関係を通じて、何らかの成果を上げる(学生がまちづくりに関わる度合いが深まる。地域住民だけで困難な課題に学生とともに対応する等。)ための工夫が求められている。
- ・政策提案コンペの審査員には、提案内容を評価することに相応しい役職者の協力をお願いしたい。

## 4. その他

- ・各講義では、出席確認を兼ねてコメントシートの提出を求めている。
- ・コメントシートには、2~3点程度の設問を設定できるので、各課で学生の意見を求めたいことなどの課題設定をお願いする。
- ・コメントシート(コピー)は、各課にも情報提供する。

平成30（2018）年度 まちづくり論 講義概要（実績）

回	日程	タイトル	担当
1	9.26	オリエンテーション	竹山
2	10.3	まちづくり・市民参画と協働	竹山
3	10.10	人口減少社会と総合戦略	竹山
4	10.17	総合戦略と総合計画	元気創造政策課 川津課長補佐
5	10.24	振り返り、行政計画、ほっこりまつり	竹山
6	10.31	まちの魅力を市民と行政が協働で 発信！	広報課 西村課長、野口主幹
7	11.7	振り返り、景観法、 観音寺まちづくり、大学連携	竹山
8	11.14	商工振興ビジョン	商工観光労政課 久徳係長、松井主幹
9	11.21	振り返り、地域活性化、 安養寺まちづくり	竹山
10	11.28	景観について考える	都市計画課 内藤課長
11	12.5	空家等対策などについて	住宅課 江川主査
12	12.12	グループワーク①	竹山
13	12.19	グループワーク②	竹山
14	1.9	プレ発表会	竹山
15	1.16	政策コンペ、総括	中川技監、高田課長、 小林係長

文教福祉常任委員会 その他事項資料

及び 議会説明会資料

協議資料

**令和元年度**  
**教育に関する事務の管理**  
**及び執行の状況の点検及び評価**  
**(平成30年度事業対象報告書)**

**令和元年9月**

**栗東市教育委員会**

## はじめに

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、平成20年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に、その実施が義務づけられました。栗東市教育委員会では、平成19年度事業分から、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、さらに効果的な教育行政の推進を図ってまいりました。今回は、平成30年度事業についての点検及び評価を実施しました。

そして、主要な施策や事務事業の点検及び評価の結果については、その報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く市民へ公表することにより、教育行政としての説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するものです。

## 実施方法

1. 栗東市教育振興基本計画に掲げた基本的方向ごとの施策について、平成30年度に策定した教育方針及び重点事業を対象とし、点検及び評価を行う。
2. 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、部・課の目標に沿って、事業の課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
3. 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育委員会において点検及び評価を行う。
4. 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を議会へ提出し、市民に公表するものとする。



## 目次

<u>教育委員会の活動状況について</u>	1
1. 教育委員会教育長、委員一覧	1
2. 教育委員会の開催状況	1
3. 教育訪問の実施状況	2
4. 教育委員会教育長、委員の主な活動（学校・園行事への参加等）	2
<u>平成30年度 栗東市教育方針について</u>	3
<u>教育振興基本計画の施策体系について</u>	9
<u>施策の点検・評価について</u>	10～20
1. 人権・同和教育の推進	
(1) 市民一人ひとりの人権意識の高揚	
(2) 人権が尊重された明るい社会の確立	
2. 就学前教育の充実	
(1) 「生きる力」の育成	
(2) 基本的な生活習慣の確立	
(3) より良い保育環境づくり	
(4) 保護者の子育て力の向上	
(5) 地域との連携	
3. 学校教育の充実	
(1) 人権・同和教育の啓発と推進	
(2) 平和教育・啓発の推進	
(3) 学校・保育園等における食育の推進	

- (4) 確かな学力の育成
- (5) 豊かな心の育成
- (6) 子どもたちの育ちを支える取組
- (7) 教職員の資質向上
- (8) 健やかな体の育成
- (9) 教育環境の充実をはかる

#### 4. 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習事業や親子を対象とした講座の充実による生涯学習社会の構築
- (2) 市民の読書活動や生涯学習を支える資料、情報収集ならびに提供を行う
- (3) 身近な自然を活かした環境学習の場の有効活用

#### 5. 青少年の健全育成

- (1) 青少年の非行防止や健全育成を図るため、青少年への相談活動や、対話・声かけを大切にしながら、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設ける
- (2) 子どもたちの道徳性や規範意識の向上に向け、地域や関係機関と連携

#### 6. 生涯スポーツの振興

生涯スポーツのまちづくりを進める

#### 7. 市民文化や芸術活動の振興

市民文化や芸術活動の振興

#### 8. 文化遺産の保護と活用

文化財の保存、継承と活用を推進する

## 教育委員会の活動状況について

### 1. 教育委員会教育長、委員一覧

(平成31(2019)年3月31日現在)

役職	委員名	任期	備考
教育長	福原 快俊	平成 28 (2016) 年 4 月 2 日 ～平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	
教育長 職務代理者	内記 一彦	平成 30 (2018) 年 10 月 1 日 ～平成 34 (2022) 年 9 月 30 日	教育長職務代理者 平成 28 (2016) 年 10 月 1 日から
委員	林 史代	平成 27 (2015) 年 10 月 1 日 ～平成 31 (2019) 年 9 月 30 日	保護者代表
委員	田中 和子	平成 28 (2016) 年 10 月 1 日 ～平成 32 (2020) 年 9 月 30 日	
委員	朽木 徳壽	平成 29 (2017) 年 10 月 1 日 ～平成 33 (2021) 年 9 月 30 日	

### 2. 教育委員会の開催状況

教育委員会定例会 12 回及び臨時会 6 回を開催したなかで、報告事項 46 件、議案 8 件、協議事項 3 件、について審議を行いました。

#### 【議案】

議案第 1 号 専決処分事項の報告について(栗東市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則について)

議案第 2 号 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成 29 年度事業対象報告書)について

議案第 3 号 平成 31 年度使用栗東市立各小中学校教科用図書採択につき議決を  
求めることについて

議案第 4 号 人事案件

議案第 5 号 栗東市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 6 号 栗東市スクールソーシャルワーカー設置規程の一部を改正する訓令に  
ついて

議案第 7 号 栗東市立学校給食共同調理場建設検討委員会設置要綱の廃止について

議案第 8 号 改元に伴う栗東市教育委員会規則の様式の一部を改正する規則につ  
いて

### 3. 教育訪問の実施状況

本年度は、平成31年2月4日(月)に、金勝第1幼児園、金勝小学校及び学校給食共同調理場で保育・学習状況および学校給食共同調理場を中心に視察を行うとともに、校・園間および学校給食共同調理場の連携をより強化することを目的とした教育委員学校訪問を実施した。

教育委員と校・園・所長が校・園・学校給食共同調理場運営での現状と課題などについて懇談を行い、校・園・学校給食共同調理場が経営管理計画や保育目標等に基づく取り組みを工夫しながら進められている状況を確認することができた。

今後も引き続き相互の連携を確認し強化するため、学校教育施設等を含めた教育訪問を実施する。

### 4. 教育委員会教育長、委員の主な活動(学校・園行事への参加等)

- ・新規採用教職員辞令交付式・県費教職員新任式
  - ・保育園・幼稚園・幼児園入園式、小・中学校入学式
  - ・近畿都市教育長協議会定期総会(和歌山県和歌山市)
  - ・滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会(滋賀県近江八幡市)
  - ・教科用図書第二採択地区協議会
  - ・市内教職員全体研修会
  - ・保育園・幼稚園・幼児園、小・中学校運動会
  - ・市町教育委員会委員研修会(滋賀県教育行政重点施策説明会)
  - ・栗東市教育研究発表大会・教育講演会
  - ・滋賀県都市教育長会 教育長・教育部長合同会議(滋賀県長浜市)
  - ・滋賀県都市教育委員会連絡協議会県内研修会(滋賀県草津市)
  - ・市町村教育委員会研究協議会「第2ブロック」  
(滋賀県都市教育委員会連絡協議会県外研修：大阪府大阪市)
  - ・総合教育会議
  - ・定例校長会・講話
  - ・小・中学校卒業式、保育園・幼稚園・幼児園卒園式
  - ・市内教育施設等訪問
- その他社会教育、文化、体育等各種行事に参加

## 平成 30 年度 栗東市教育方針

### 《 はじめに 》

わが国では、人口減少が続く中、少子・高齢化により、社会構造が変化し、核家族化やライフスタイルの多様化が進み、個人の価値観にも様々な広がりを生じてきています。

また、何でも欲しいものがすぐ手に入り、一見豊かで便利な生活が浸透する中で、AI や IoT など高度な情報化が進み、スマートフォンや SNS の利用によるコミュニケーション方法も大きく変化してきました。一方では、家庭や地域社会での人間関係が希薄化し、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化したことは、子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識の定着や、学ぶ意欲や基本的な学力・体力の向上に大きな影を落とし、いじめや不登校等の問題を複雑化させる要因ともなっています。

そして、近年の地震・風水害などの大きな自然災害により、人と人との絆や、住民が支えあう地域のつながりの大切さを改めて認識して、自助・共助・公助のありかたを再確認することとなりました。

わが国には歴史文化遺産が多く、そのうちいくつかについてはユネスコ世界遺産・無形文化遺産に登録され、海外からもわが国の伝統・文化への国際的理解が進みました。加えて 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定により、一層の国際的な交流の機会が期待され、多文化の共生やグローバルな思考により、個性や多様性を尊重する社会が求められています。

このような変化の中でも、教育は一人ひとりの人格の完成をめざすものであり、また国家や社会の形成に向けて主体的に力を発揮する人を育成するものでなければなりません。

一人ひとりが自分を大切にし、自分と同じように他の人を大切にする人を育てる教育理念のもと、幼児教育から学校教育、社会教育へとつないで、生涯を通じて主体的に生きる人づくりを図っていくことが重要です。

次代を担う子どもたちには、予測のつかない激しい社会の変化にあっても、受身にならず積極的に未来を切り拓くために、強靱な体力と確かな学力を身につけ、豊かな人間性、社会性を備え、心豊かでたくましい「生きる力」を育むことが必要です。

加えて、子どもたちが安全に、安心して過ごせる環境づくりのため、「栗東市いじめ防止基本方針」や「栗東市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」に基づき、「子どもを加害者にも、被害者にも、傍観者にもさせない」ために学校や家庭にとどまらず、広く市民がそれぞれの役割を担うことが大切です。

また、平成 30 年 3 月には、「栗東市特別支援教育推進計画」を策定しました。これは、子どもたちに関わる全ての人や関係機関などが協力して、子どもたち一人ひとりの力を引き出し、互いに認め合い共に育つ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて重要であるという認識に立ち、特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとするものです。

そして、課題解決と教育の更なる充実のため、平成 27 年度から導入された新しい教育委員会制度のもと、総合教育会議が設置され、市長と教育委員会が教育に関する重要な施策についてより緊密な協議・調整を行っています。

これらを踏まえ、本年度教育方針として、第五次栗東市総合計画に掲げられている「ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市栗東」の具現化を図るため、学校・園・家庭・地域が目標を共有し、役割と責任を果たしながら、「将来の夢に向かってきらり瞳輝く栗東の子ども」をめざし、知・徳・体の調和のとれた『心豊かにたくましく生きぬく人材の育成』に取り組んでいきます。

以上、平成30年度においては、重要な柱として、

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進
- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進
- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

の三つを掲げ、『心豊かにたくましく生きぬく人材の育成』をめざし、変化への対応と不易の部分との調和を大切にしながら、第2期栗東市教育振興基本計画に掲げた教育の基本目標のもと、栗東市の教育の推進に努めます。

## 《 三つの重要な柱 》

- 1 人権を尊重し、人が輝く人権・同和教育の推進

市民に人権尊重の理念を普及するためには、就学前教育や学校教育及び社会教育等の各分野において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めることが重要です。

そこで、人権問題を自分のこととしてとらえ、差別をなくすための実践に結びつくよう学習内容や手法に一層の工夫を加え、学校・園・家庭・地域等が連携し、あらゆる場で人権尊重の精神を育み、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまちづくりをめざします。

- 2 心豊かに、たくましく生きる人を育てる教育の推進

21世紀を生きる未来ある子どもたちには、教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、義務教育修了までに、責任ある社会の一員として自立していくための基礎を育てることが重要であり、基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に努め、知・徳・体の調和のとれた、心豊かでたくましい人間の育成をめざします。

そのため、基礎基本を身に付け、自ら学び、自ら考え判断する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、そして、たくましく生きるための「心身ともに健やかな体力の向上」を図るとともに、それぞれを支える食育や道徳教育の充実、地域に根ざした多様な体験活動の推進により「主体的に生きる力」の育成に努めます。

さらに、子ども、保護者、地域から信頼される学校・園づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を通じて、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

- 3 郷土を愛し、充実した人生を拓く生涯学習・社会教育の推進

社会や経済が急激に変化し、価値観が多様化する中で、すべての市民が生涯学習続け、主体的に生きる生活づくりに取り組むことが重要となっています。

そのため、人々は常に新しい知識の習得や心の豊かさなど生きがいのための学びを求めています。これらの学習需要に応えることは、学習者の自己実現だけでなく、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、市民の社会生活の

充実にとっても大切なことです。

このため、広く市民がライフステージに応じた学びができるよう「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」取り組める学びの情報や場の提供、文化・芸術活動の振興、文化遺産の保護と活用、スポーツ活動などの推進に努め、生涯にわたる学習活動を支援するとともに地域の社会教育を推進し、人と地域が生き生きと躍動するまちづくりに努めます。

## 《 具体的な取り組み方針 》

### 1 人権・同和教育の推進

人権が尊重されるまちづくりをめざして、市民一人ひとりが同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、多様な機会と場において取り組みを進めてきました。その結果、人権問題に対する理解や認識は高まりつつありますが、未だに予断と偏見による差別事案・事件などが発生しています。つまり市民一人ひとりが人権・同和問題を自分の問題としてとらえていない現実があります。

そこで、このような今日的状況を踏まえて、より一層市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地区別懇談会や市民のつどいなどの各種研修会を内容や手法を工夫しながら実施します。また、栗東市人権教育地域ネット協議会により、学校・園と地域が連携し、小学校区・中学校区ごとの研修会の開催等を通して、人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指します。

さらに、人権が尊重された明るい社会の確立をめざして、学校教育、社会教育において人権・同和教育の推進、啓発の充実にも努めます。

### 2 就学前教育の充実

就学前保育・教育では、人権尊重の精神に基づき、多様で豊かな生活体験を積み重ねながら、一人ひとりの子どもの良さと可能性を伸ばしていきます。また、「早ね・早おき・朝ごはん運動」をはじめとしたくりちゃん元気いっぱい運動や「子育てのための12か条」の取り組みを継続し、基本的な生活習慣の定着と、感謝の心や規範意識・道徳性の芽生えを育み、生涯にわたる「生きる力」の基礎を培います。そのため、園では、子どもが心身ともに満たされ安定して自立していくために、子ども一人ひとりを受容しながら、「心も体も健やかな子ども」「よく考え行動し、思いやりのある子ども」「よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども」の育成に努めます。更に、就学前から小学校へと、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を円滑に行えるよう取り組んでまいります。

また、子どもたちの生活の場の基本は家庭や地域であり、その教育力の役割も大きいことから、園は家庭との連携を密にし保護者と相互理解を図るとともに、地域とのかかわりも大切にした子育て支援と保護者の子育て力の向上を目指します。

すべての家庭が安心して子育てをして、子どもたちが笑顔で成長していくために、人材確保に努めるとともに、職員は、園内外の研修などを通じて互いに学びあい、より専門的な知識や技術の習得に努めます。

### 3 学校教育の充実

学校教育では、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成や、安全・安心で信頼される教育環境づくり、規律ある学校づくりを推進します。また、就学前から小

学校、小学校から中学校へ、子どもたちが身に付けた力を確実に伸ばしていけるよう、これまで以上に校園の連携の質を高めるとともに、それぞれの段階を確実につなぐ「接続」を意識した実践の充実を図っていきます。

『確かな学力の育成』では、小学校で「きらりフル チャレンジ（くりちゃん検定）」を実施し、学習習慣や基礎学力の定着を図ります。また、中学校で「新きらりフル チャレンジ～栗東市学力調査～」を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や個別支援に取り組み、生涯にわたって能動的に学び続ける力の育成に努めます。

また、平成 32 年度より小学校の新学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」の中学年への導入、高学年において「外国語科」となることを見据え、小中連携を軸に授業改善に努め、系統的な英語教育の充実を図ります。

『豊かな心の育成』では、児童生徒の自尊感情を育む人権・同和教育の更なる推進を図ります。また、教科化に伴い、「特別の教科 道徳」の一層の充実を図るとともに、体験活動の推進を図ります。さらに、社会生活を営む上で基本となる規範意識を育むために「ありがとうと言える子育て」の運動や「よりよく生活するための 12 か条」の取り組みを推進します。

『健やかな体の育成』では、基本的な生活習慣の定着を図るため「早ね・早おき・朝ごはん運動」の取り組みを継続するとともに、健康教育の一環として「食育」を推進します。また、防災教育や安全教育の充実を通じた「自分の命は自分で守る」子どもの育成を図ります。また、さらに、体育や保健に関する指導に積極的に取り組み、子どもの体力の向上と健康の保持増進に努めます。

『子どもたちの育ちを支える取組』では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各校へ派遣するとともに、児童生徒支援教室事業を通して「児童生徒支援の充実」、「栗東市いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを許さない学校づくり」と特別支援教育支援員の配置や特別支援学級への訪問指導、教職員の研修等による「特別支援教育の充実」に努めます。

『信頼される学校づくり』では、地域教育力の活用や学校情報の提供などを通じて、地域に根ざし開かれた特色のある学校づくりに努めます。

『教職員の資質向上』では、校内研修の充実をはじめ、研究奨励事業の実施や研修講座への参加等を通して教職員の指導力向上を図るとともに、学校教育に対する市民の期待に応えられるよう教職員としての資質の向上を図ります。

『教育環境の充実をはかる』では、児童・生徒数の動向に応じて今後も学校施設整備を適切に進めるとともに、よりよい教育環境づくりのため学習指導や生徒指導などにおいて、きめ細かな学校運営を推進し、小学校の空調設備工事及び大規模改造工事等を進めていきます。

（新）学校給食共同調理場については、9月の稼働開始に向け、必要な施設整備等を行っていきます。

また、学習指導要領の改訂に伴い、外国語活動・外国語科をはじめとする ICT を活用した学習活動の充実や教育の質の向上につながる校務の情報化など ICT 環境の段階的整備を進めていきます。

#### 4 生涯学習の充実

生涯学習は、市民一人ひとりが主体的に学習し、それを活かした活動を地域づくりへと展開することにより、生涯学習のまちづくりへと繋がっていきます。



こうしたまちづくりを進めるため、必要課題や要求課題を踏まえながら、はつらつ教養大学をはじめとした生涯学習事業や親子で参加できる講座の充実により、今日的課題等の解決につながる学習の機会を提供し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを活かせる生涯学習社会を築くための支援をしていきます。

また、放課後子ども教室や体験活動、地域学校協働本部事業などを通じて、学校・園・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子育ての充実に向けて、家庭、地域の教育力の向上に努めます。

図書館は、全ての市民の読書活動や生涯学習を支えるため資料、情報の収集ならびに、提供を積極的に行います。

また、「第2次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動の充実を努めます。

自然体験学習センター(森の未来館)における森林環境学習「やまのこ」事業や、自然観察の森では観察会等イベントを通して、都市近郊に残る身近な自然を活用した貴重な環境学習の場として有効活用を図ります。

## 5 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、次代を担う青少年の健全育成は社会の責務であり、青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、子どもたちの道徳性や規範意識の定着、さらに家庭での子育て支援を図るため「ありがとうと言える子育て」の運動や「子育てのための12か条」の取り組みを「栗東市青少年育成市民会議」が中心となって、地域や関係機関等と連携しながら、積極的に推進していきます。

それらの取り組みにより、家庭や地域社会など社会全体で子育てに関わり、子どもに関わる大人が心を一つにして、子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

また、青少年の非行防止や健全育成を図るため、少年センターでは少年補導委員会をはじめとする関係機関との連携を深め、各校・園での非行防止教室等の開催、支援の必要な青少年への相談活動や継続した指導・援助に取り組みます。さらに、補導・啓発活動では、青少年との対話、声かけを大切にするとともに、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設けていきます。

## 6 生涯スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であるとともに、人と人との繋がりを深め地域コミュニティの再生をはじめ、人生をより豊かで充実したものにします。

こうしたスポーツの意義に対し、昨今の高齢化の進行や健康志向などにより、スポーツ振興への期待が高まっています。市ではスポーツ推進計画の見直しを行い、市民各々のライフステージやライフスタイルに応じて生涯スポーツに親しむ機会や施設を充実させたまちづくりを進めます。

また、6年後の国民体育大会や障害者スポーツ大会を見据え、市体育協会をはじめ、様々な団体と連携して競技スポーツの振興と競技者の育成を図るとともに、滋賀県開催準備委員会の開催準備総合計画に合わせて、本市開催種目会場の整備や大

会に向けた広報活動など、開催への準備を進めます。

#### 7 市民文化や芸術活動の振興

文化・芸術は、創造性や心のつながりを育み、相互に理解し尊重し合う社会を形成する礎となるものです。

これらの意義を通じて、市民の生活を心豊かで充実したものにするため、文化振興計画に基づき、情報共有、交流、連携、協働などにより誰もが文化・芸術に親しみをもち、文化芸術活動に参画できる機会の提供と、自主的な活動を行うための組織の充実を進めます。

また、栗東芸術文化会館さきらを継続して市民の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、指定管理者を中心に文化協会、音楽振興会等の団体とともに、市民に親しまれる芸術文化事業を推進します。

#### 8 文化遺産の保護と活用

文化遺産は市民共有の財産であり、地域への誇りや愛着を深め、地域社会の連帯感を育む資源として重要なものです。

こうした文化遺産を大切に守り伝え、地域でのまちづくりに活かされるよう努めるとともに、指定等文化財の所有者などが行う保存、修理事業等を支援し、文化財防火訓練などを通じて防災・防犯に対する意識の高揚と設備の充実を図ります。

埋蔵文化財については、開発状況等適確な社会情勢の変化の把握に努め、調査を行い、出土した遺物は適切に保存するとともに出土文化財センターを通じて関係機関と連携し、情報を発信します。

栗東市教育振興基本計画の施策体系

目標	重点的取り組み	重点的取り組み	重点的取り組みの具体的な取組
心豊かにたくましく生きぬく人材の育成	① 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む	(1) 確かな学力を育む	① 「きらりフル チャレンジ」の改革 ② 英語教育の充実 ③ 「きめ細やかな指導」の充実 ④ ICT利活用に向けた研究の推進
		(2) 豊かな心を育む	① 人権・同和教育の推進 ② 道徳教育の充実 ③ 体験活動の推進と社会性の向上
		(3) 健やかな体を育む	① 基本的な生活習慣の定着 ② 食育の推進 ③ 体力の向上と健康の保持増進
		(4) 子どもたちの育ちを支える	① 児童生徒支援の充実 ② 特別支援教育の推進
	② 社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え合う	(1) 人権を尊重する社会をつくる	① 住民啓発の充実 ② 職員の資質向上
		(2) 家庭・地域の連携により教育力を高める	① 青少年の健全育成・若者の社会参加の促進 ② 就学前教育の充実 ③ 生涯学習の充実により、地域で子どもを育てる
		(3) いつでもどこでも学べる環境をつくる	① 生涯スポーツの振興
			② 市民文化や芸術活動の振興
			③ 文化遺産の保護・活用 ④ 図書館の利用促進 ⑤ 生涯学習関連施設の利用促進
	③ 安全・安心で信頼される教育環境をつくる	(1) 信頼される学校をつくる	① 地域に根ざし、開かれた学校づくり ② 危機対応のできる安全・安心な学校・園
		(2) 教職員の資質向上をはかる	① 教職員の指導力の向上 ② 組織対応と外部機関との連携強化
		(3) 教育環境の充実をはかる	① 学校施設の整備 ② 学校給食の充実

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
2	(1)	①	1 (1)市民一人ひとりの人権意識の高揚	人権を尊重するまちづくり	人権・同和教育と啓発の推進	人権・同和教育と啓発の推進	地区別懇談会、じんけんセミナー栗東、人権を考えるつどいの開催など、社会教育や生涯学習を通じた市民の主体的な人権・同和教育を推進します。	各自治会で開催される地区別懇談会において、モデル自治会を3つ設定し実施する。	2	モデル自治会については、地区別懇談会説明会で、過去3年分の取り組み状況や特徴的な取り組みを紹介した。計画通り3自治会で実施予定であったが、講師が急病になり結果2自治会の実施となった。	特色あるモデル自治会の取り組みをより多くの人に知ってもらえるよう、周知の方法を工夫するとともに、地区別懇談会の内容のさらなる充実を図る必要がある。
2	(1)	①				人権・同和教育と啓発の推進	地区別懇談会、じんけんセミナー栗東、人権を考えるつどいの開催など、社会教育や生涯学習を通じた市民の主体的な人権・同和教育を推進します。	各自治会で、毎年1回以上の地区別懇談会を開催するにあたり、日程やテーマ等の企画など中心的な役割をする。	3	地区別懇談会は、前年度に引き続き、124自治会全てで実施することができ、実施率100%を達成することができた。参加人数は2,919名で、前年度より増加した。	地区別懇談会の実施率100%を維持し、目標値である3,000名の参加を達成できるように、啓発内容を工夫するなど充実を図る必要がある。
2	(1)	①				人権・同和教育と啓発の推進	地区別懇談会、じんけんセミナー栗東、人権を考えるつどいの開催など、社会教育や生涯学習を通じた市民の主体的な人権・同和教育を推進します。	人権・同和教育推進協議会は、4つの専門部会(研修、市民活動、啓発、広報)を通して、部会員が主体的に関わりながら、人権・同和教育の解決に取り組む。	3	各部会により、文化祭では、啓発作品の展示や絵本の読み聞かせなど啓発活動が実施できた。また、「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」他、「駅頭・街頭啓発」「人権文化事業」など関係課と連携して事業を実施することができた。	啓発組織を一元化して事業を実施するのが2年目となるが、市民のつどいの運営、内容などについては、検討する必要がある。
2	(1)	①				人権・同和教育と啓発の推進	地区別懇談会、じんけんセミナー栗東、人権を考えるつどいの開催など、社会教育や生涯学習を通じた市民の主体的な人権・同和教育を推進します。	啓発冊子「輝く未来」を地区別懇談会や行政職員、教職員の研修資料として使用する。	3	「輝く未来(教材編)」は、地区別懇談会の説明会で講師・推進員・協力員の全員に配布するとともに、地区別懇談会で参加者全員に配布し、地域の実態に応じた活用ができた。また、「輝く未来(資料編)」については、世界人権宣言の内容や人権教育地域ネット協議会事業について周知を図った。	「輝く未来」の有用性を高めるために、構成や内容を工夫する必要がある。
2	(1)	②	(2)人権が尊重された明るい社会の確立		人権に関わりの深い職業従事者の人権・同和教育研修の推進	人権に深い関わりを持つ職業従事者は、より高い人権意識をもって、その職務にあたる必要があることから、重点的に人権・同和教育の研修を行い、自己啓発を促し、その実践態度を育成します。	教職員や関係課職員が先進地研修を通して、自らの人権感覚を見つめ直し、人権意識の高揚や実践交流を図る。	3	県外研修には44名の参加があった。現地でのグループ協議やバスの中での意見交流などにより、参加者の資質向上を図ることができた。また、参加者の紙面報告書を各所属に配布するとともに、それぞれで回覧等を行いながら、各職場研修に活かすことができた。	人権・同和教育の本質に関わる内容や先進的な取り組みなどの情報を収集しながら、研修先を吟味し、教育・啓発のリーダーとなる教職員や関係課職員の人権意識を高める必要がある。	

達成度  
 1 目標著しく未達成  
 2 目標を未達成  
 3 目標どおりに達成  
 4 目標を上回る成果を持って達成  
 5 目標を著しく上回る成果を持って達成

R1(H30事業)施策の点検・評価報告書

所管名 幼児課

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
1・2	(2)(1)	①・②	(1)「生きる力」の育成	人権を尊重するまちづくり	人権・同和教育と啓発の推進	人権・同和教育と啓発の推進	人権・同和教育と啓発の推進	就学前教育における児童の人権・同和教育を推進する。	3	課主催の人権・同和教育研修や、人権・同和教育に係る園訪問・事後訪問を年間計画に基づいて実施した。保育研究や職員研修を通して、人権・同和教育の推進の見直しや、職員の人権意識の高揚等、資質向上のための有効な機会となった。	日々の業務の中で研修時間の創出の工夫や、職員自身が、差別の現実と向き合い、自分ごととして考えたり、日々の保育にいかしたりできる研修の内容や方法を園長・主任を中心に実施できるように検討していく必要がある。
1	(3)	②	(2)基本的な生活習慣の確立	食育のまちづくり	学校、保育園等における食育の推進	学校、保育園等における食育の推進 家庭における食育の推進	園における食育の推進と家庭での推進への啓発	食育実施計画の策定と実施等を通して、園児や保護者への食の意識啓発を図る。	3	食育会議、給食会議を予定通りに実施し、食育推進と適正な運営管理を行った。食物アレルギー対応食への注意喚起、チェック手順確認、研修指導を実施し、安全・安心対応を図った。また、給食だよりを配布することにより家庭での食に関する意識啓発につなげることができた。	今後も、食育会議等を通して、各園の実践交流を図りながら、食育推進への職員の意識向上につなげていくとともに、各家庭における食習慣や食への関心を高めていけるように、食育教室等の研修の実施や給食だよりの発行等を通しての啓発を引き続き行っていく必要がある。
1	(4)	①	(3)より良い保育環境づくり	子どもの健やかな育ちを支えあうまちづくり	就学前保育・教育の充実	子ども・子育て支援新制度に伴う、特定教育・保育施設の実施	「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供	円滑な園運営をめざし、園児数並びに要支援園児数、クラス数等に合わせ、適切に人材を確保、配置する。	2	円滑な園運営のための人材確保については、都市部等で保育士が不足する中において、雇用者に合わせた働きやすい勤務形態の導入等も行ったが必要数の確保に苦慮した。就職支援研修を実施し、少人数ではあるものの、雇用につながる有効な機会となった。	社会的にも保育・教育職不足の傾向の中、有資格者が働きやすい雇用形態や業務見直しとともに、離職防止のための取り組みが課題となる。
3	(2)	①				「保育教育課程」に基づく乳幼児保育・教育の推進	保育園・幼稚園・幼児園において、乳幼児の心身の発達を助長する	就学前教育・教育の充実を目指す	3	新任職員研修7回、新任巡回指導研修10回、特別支援教育推進にかかる巡回指導31回実施した。研修を通して、自己の保育を振り返り日々の保育に活かしたり、各園における適切な支援方法の検討や園内委員会のもち方についての助言を行ったりするなど、職員の指導力向上が図れた。	就学前保育・教育の充実を図るため、職員の経験に合わせた研修内容や、職員が必要とするスキルや学びたい内容に合わせた研修内容を更に検討し、資質向上につなげていく必要がある。
2	(2)	②				就学前保育への民間活力の導入	民間活力の活用による保育サービスの充実を図る	保護者の保育ニーズに対応できる保育サービスの実施を奨励する。	3	民間保育所整備は、施設型保育所1園、地域型保育(小規模2園)のH31年4月開所に向けた準備が整った。低年齢児入園希望の保育ニーズに対応した施設整備で保育サービスの拡充に努めた。	今後も事業継続するとともに、栗東市の就学前保育における民間活力活用の基本計画に基づき推進していく。一方で、保育ニーズが多様化する中において、状況の変化に合わせた計画の随時見直しが必要がある。
3	(1)(3)	②①				就学前保育・教育環境の向上	保育・教育環境の整備	計画的な施設改善・維持補修による保育・教育環境の整備に努める。	3	保育園、幼稚園、幼児園施設の計画的な施設改善・維持補修を実施し、保育・教育環境の整備に努めた。	各園、施設の経年劣化による老朽などの課題があるが、子どもたちの安全面を最優先とした環境整備に努めていく必要がある。
						災害に強いまちづくり	教育施設の耐震化	保育園施設の耐震化	3		
2	(2)	②	(4)保護者の子育て力の向上	子どもの健やかな育ちを支えあうまちづくり	地域子育ての支援	子ども・子育て支援新制度に基づく「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に係る各種事業の実施 地域の保育需要に応じた特別保育の実施	地域子ども・子育て支援事業の実施	子ども・子育て支援新制度に基づく「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に係る各種事業の実施(幼稚園・幼児園における預かり保育の実施)	3	各幼稚園・幼児園における預かり保育の実施により、保護者の育児負担の軽減につながった。	長期休業期間中の預かり保育は未実施のため、検討課題である。
2	(2)	③	(5)地域との連携	次代を担う子どもにも「生きる力」を育むまちづくり	家庭・地域・学校の連携強化	家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備	地域との連携	子育てに関する情報提供などを通じて、子どもの健全な心身の育ちを援助する家庭の教育力の向上に努める。	3	各小学校区ごとに小学校と共に接続期カリキュラムの作成を行い、就学前から小学校へ子どもの育ちをつなぎ、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を行えるよう取り組んだ。	園での遊びの中の学びを生かした保幼小の「接続」を進める中で、学びに向かう力育成について家庭等へ発信し、家庭の教育力向上につなげていく必要がある。

- 達成度
- 1 目標著しく未達成
  - 2 目標を未達成
  - 3 目標どおりに達成
  - 4 目標を上回る成果を持って達成
  - 5 目標を著しく上回る成果を持って達成

R1(H30事業)施策の点検・評価報告書

所管名 学校教育課

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業										
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点			
1	(2)	①	(1)人権・同和教育の啓発と推進	人権を尊重するまちづくり	人権・同和教育の啓発と推進	人権・同和教育と啓発の推進	就学前・学校教育における児童・生徒の人権・同和教育を推進します。	差別の現実深く学び、自らが人間としての生き方を自らに問い、互いに尊びあう生活態度を確立するための学習活動やその取組を充実させる。	3	市内30校園の事前、事後訪問を計画通り実施することができた。各校園とも2回訪問することにより、各校園の取組状況や次年度への方向性を確認することができた。(校園訪問回数60回/60回)	同一中学校区の学校園訪問に担当者の参加をよびかけてきたが、学校行事や校内事情から参加者が少ない。今後も引き続き、担当者に限らず参加対象を広げ、指導を継続していく必要がある。			
1	(2)	①	(2)平和教育・啓発の推進	平和活動を推進するまちづくり	平和都市活動の推進	平和教育・啓発の推進	世界の恒久平和を願う市民意識の醸成のため、市民が戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会の充実を図ります。	現在の平和の尊さを再認識し、戦争の惨禍を風化させないよう、恒久平和について考える機会をつくる。	3	年間計画に基づいて、学習をすることができた。(平和学習に取り組む学校数 12校/12校)	戦争の悲惨さや平和の尊さをより身近に感じて学習に取り組むためにも、歴史民俗博物館などと連携しながら、地域にある平和教材を発掘し、教材化する必要がある。			
1	(3)	②	(3)学校・保育園等における食育の推進	食育のまちづくり	学校、保育園等における食育の推進	学校、保育園等における食育の推進	食育基本計画や食に関する年間指導計画に基づく授業の実践など、幼児・児童期において、食習慣や感謝の気持ち、マナーなど健全な食生活を実践することができる人間の基礎を育むとともに、小中学校における食育を推進します。	食育基本計画や食に関する年間指導計画に基づく授業の実践や、家庭に対する学校園からの指導の充実をはかる。	3	食育基本計画や年間指導計画に基づく授業の実践や、学校だより等を使った家庭への周知を各校で行い、微増ながら昨年度より高い実績値となった。 <毎日朝ごはんを食べている児童・生徒の割合> 小学校目標値98%、実績値96.7%、 中学校目標値95%、実績値94.1%	食に関する知識を身につけさせるなど、児童生徒全体に対する食育の推進に努めるとともに、朝ごはんを食べない児童生徒への個別の声かけやその保護者・家庭に対する働きかけに努め、朝食を摂る習慣を身につけさせることが課題である。			
1	(1)	①	(4)確かな学力の育成			確かな学力の向上(くりちゃん元気いっぱい運動)	発達段階に応じて身につけておきたい「漢字・計算等の力」を示し、子ども自身が能力伸長に主体的に取り組み、『自信・やる気・達成感』をもつ契機とする検定制度「きらりフルチャレンジ」の推進を図ります。	支援員や学生スタッフの派遣を通して、個別指導の充実、授業改善の推進をはかる。	3	・初回認定率の向上に一定の成果がみられ、最終認定率は、すべての回で100%に近い値となった。 ・学習支援員の派遣により、個別の支援を行うことができた。(学習支援員派遣時間 目標値27時間、実績値54時間) ・中学校2年生では「きらりフルチャレンジ～栗東市学力調査」を実施し、生徒の学ぶ力を検証し、英語の授業も含めて、授業改善を行うことができた。	採点業務等の運営面での負担が大きいことが課題であり、今後、さらなる改善が必要である。また、新学習指導要領完全実施も踏まえ、くりちゃん検定の見直しの必要がある。			
1	(1)	②					児童、生徒の個々の基礎(漢字・計算等)の定着状況の情報提供、学生スタッフ、支援員の派遣を通して、個別指導の充実、指導改善等を推進します。							
1	(1)	①					学校図書室の整備・充実を図り、学校における子ども読書活動を推進します。	学校図書室の整備・充実を図る。	3	不読率が小中学校共に目標値に達することができた。(一ヶ月に一冊も本を読まない児童、生徒の割合、小学校目標値2.0%、実績値2.0%、中学校目標値25.1%、実績値23.0%)	図書室のリニューアル作業を進めるにつれ、本の傷みがひどいものや、古くなっている本が多くあり、廃棄作業の負担も大きくなっている。図書館司書増員の必要がある。			
1	(2)	②					道徳教育「心の元気さんさん」プランの周知徹底と取組み状況調査・報告を推進します。	道徳教育推進教師を中心とし、「心の元気さんさんプラン」をもとに、校内での研修の充実を促す。	3	市内の全小中学校で、道徳の授業公開を実施することができた。また、研修会もすべての小中学校で行うことができ、教育研究所夏期講座での研修にも多数の教員が参加し道徳の教科化に向けて取り組めた。(12校/12校)	道徳の教科化に向けた新しい授業スタイルの導入や評価の方法などについて、教育研究所や総合教育センターのサテライト研修等を取り入れながら市全体での取り組みを拡大し、進める必要がある。			
1	(2)	②	(5)豊かな心の育成			道徳教育の推進	「ありがとうが言える子育て」運動や「子育てのための12か条」の啓発・推進により、児童・生徒の道徳心の醸成を図ります。	小中学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見を支援するとともに、「子育てのための12か条」「よりよく生活するための12か条」推進について支援する。	3	いじめ等対策委員を市内小中学校に派遣し、いじめ防止、いじめ早期発見に係る取組状況を確認するとともに、「子育てのための12か条」「よりよく生活するための12か条」の推進状況について指導助言に努め、各校での意識高揚に寄与した。(いじめ等対策委員学校派遣回数 目標値36回、実績値36回)	就学前を含めた一貫した取り組みとして、規範意識も高揚させていく必要がある。			
1	(3)	③	(8)健やかな体を育む	次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり	健康増進・体力の向上、食育の推進	健康増進・体力の向上、食育の推進	正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけ、食育を通して自ら健康管理ができる力の育成を図ります。力の向上を重視し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成を図ります。	食育推進基本計画や食に関する年間指導計画に基づく授業の実践や、家庭に対する学校からの指導の充実	3	食育推進基本計画や年間指導計画に基づく授業の実践した。朝食摂取状況等、食育に関する各種調査の実施や取りまとめ、考察の実施をした。	他市との比較を可能にするため、滋賀県教育委員会「小・中・高(全日制)児童生徒の朝食摂取状況調査」を目標値の指標とする必要がある。			
1	(4)	①	(6)子どもたちの育ちを支える取組			不適応児童生徒の支援	電話相談・来室相談により、児童生徒及び市民・教員の課題解決に向けた教育相談を実施します。子ども成長支援教室「あいあい」における個別学習・体験活動の充実を図ります。スクールカウンセラーを各校に巡回させ、各校の抱える不適応事例への対応の充実を図ります。	対象となる児童生徒及び保護者等の相談を行うとともに、各校との連携を図りよりよい支援の充実につなげる。	3	児童生徒支援室定例会議を実施し、対象となる児童生徒の情報交換を行い、各校への支援につなげた。スクールカウンセラーをすべての小学校に巡回させ、各校の抱える不適応事例への対応の充実を図った。	相談件数等の大幅な増加に伴い、より確実な支援を実施するため、支援スタッフ増員の必要がある。			
1	(4)	②					特別支援教育の推進	特別支援教育巡回相談員を派遣し、情報の提供や技術指導を推進するとともに、特別支援教育支援員による学校の支援や、特別支援学校など、外部機関との連携・協力を図ります。	要支援児童・生徒についての情報提供、技術指導を行う。	3	要支援児童・生徒に係るケース会議等に巡回相談員を派遣し、適切に情報提供や技術指導を行うことができた。(特別支援教育巡回相談員学校派遣回数 目標値30回、実績値30回)	時代背景と共に、外部機関との連携を含んだ多様な支援と、個々に応じた具体的な技術指導を行う必要がある。		

2	(1)	②		(7)教職員の資質向上		教職員の資質向上と学校の機能充実	教職員研修や教育研究奨励を通じて、教職員の指導力と資質の向上を図ります。	保育、教育の専門性を高めるため、教職員のニーズに応じた講座を開催する。	3	保育、教育の専門性を高めるための講座を17講座開催し、延べ860名の参加があった。 (研修講座の開講数 目標値19講座、実績値19講座)	教職員のニーズに応じたものだけでなく、今日的な課題やこれから必要とされる教育課題に応じた内容の講座や講師の確保及びそれに伴う予算確保の必要がある。
3	(3)	①	5 青少年の健全育成	(2)子どもたちの道徳性や規範意識の向上に向け、地域や関係機関と連携	家庭・地域・学校の連携強化	家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備	学校・保育園等からの指導や子育てに関する学習機会の拡大、情報提供などを通じて、子どもの健全な心身の育ちを援助する家庭の教育力の向上を図ります。 保護者・地域住民(団体)が学校と連携強化を図り、地域教育向上につなげられるよう、家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境整備に努めます。	認定給付事務を迅速・確実に遂行し、市民に対する制度の周知を充実させる。 引き続き認定給付事務を迅速・確実に遂行する。また、次年度の運用についての周知を十分に行う	3	定給付事務を迅速・確実に遂行した。 認定給付事務を迅速・確実に遂行し、次年度に向けて十分な制度の周知を行った。	次年度以降、学校共同事務室運営に向けた試行を開始する必要がある。

- 達成度  
1目標著しく未達成  
2目標を未達成  
3目標どおりに達成  
4目標を上回る成果を持って達成  
5目標を著しく上回る成果を持って達成

R元(H30事業)施策の点検・評価報告書

所管名 教育総務課

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
3	(3)	①	(9)教育環境の充実をはかる	災害に強いまちづくり	教育施設の耐震化	幼稚園・小中学校施設の耐震化	国庫補助制度を活用しながら、各施設の非構造部材の耐震化について計画的な整備を推進します。	大規模改造事業に併せて校舎の非構造部材の耐震化を進める。	3	大規模改造(小学校空調設備設置)工事に併せ、非構造部材の耐震化転落防止対策を実施した。	継続して非構造部材の耐震化転落防止対策等を実施する必要がある。
3	(3)	①	(9)教育環境の充実をはかる	次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり	学校教育の充実	教育環境の整備	児童・生徒数の増加に対応した小学校・中学校の施設整備による適正な教育環境の確保を推進します。	治田東小学校大規模改造事業実施設計、治田・葉山東小学校校舎増築工事、小学校空調設備設置工事、エレベーター等施設の保守管理・改修・修繕による教育環境の整備を行う。	3	治田東小学校大規模改造事業実施設計、治田・葉山東小学校校舎増築工事及び小学校空調設備設置工事、エレベーター等施設の保守管理・改修・修繕を完了したことで教育環境の充実を図った。	引き続き教育施設の改修等を行うことで教育環境の整備を図るとともに、児童数増に伴う教室確保等計画的に対応していく必要がある。
3	(3)	①	(9)教育環境の充実をはかる	次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり	学校教育の充実	教育環境の整備	小学校・中学校施設の計画的な施設改善・維持補修や時代の変化に対応した教育環境の整備に努めます。	学校給食共同調理場更新に向けた施設建設工事等の完了。	3	学校給食共同調理場関連工事を7月に完了し、9月から中学校給食を開始することができた。	施設が完成し給食の提供を開始したことから、今後は施設の長寿命化を図るため計画的なメンテナンスの必要がある。

達成度  
 1目標著しく未達成  
 2目標を未達成  
 3目標どおりに達成  
 4目標を上回る成果を持って達成  
 5目標を著しく上回る成果を持って達成



R1(H30事業)施策の点検・評価報告書

所管名 学校給食共同調理場

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針		平成30年度重点事業						
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
3	(3)	②	3 学校教育の充実  (8)健やかな体の育成	食育のまちづくり	学校、保育園等における食育の推進	学校、保育園等における食育の推進	地元食材を可能な限り使用し、ご飯を中心とした和食献立や郷土料理を実施し、地産地消の推進を図ります。	地元食材を可能な限り使用し、ご飯を中心とした和食献立や郷土料理を実施し、地産地消の推進を図る。	3	年間を通じて、湖魚を使った献立を取り入れるなど和食献立や菜めし田楽など郷土料理を積極的に実施し、地元野菜の使用とともに地産地消の推進を図ることができた。	安全・安心の給食提供のため、引き続き毎日の衛生管理に万全を期していく必要がある。

達成度  
 1目標著しく未達成  
 2目標を未達成  
 3目標どおりに達成  
 4目標を上回る成果を持って達成  
 5目標を著しく上回る成果を持って達成

R1(H30事業)施策の点検・評価報告書

所管名 図書館

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
2	(3)	④	(2)市民の読書活動や生涯学習を支える資料、情報収集ならびに提供を行う	生涯学習のまちづくり	生涯学習関連施設の利用促進	図書館機能の充実	市民ニーズの把握に努め、市民要請に対応した図書館蔵書の充実に努めます。	新刊図書を購入並びに基本図書の買い替えを実施する。	3	収集計画に基づき、年間9,895冊を収集した。	図書単価の高騰により、購入冊数が減少している。図書費の見直しをおこなう必要がある。
2	(3)	④					貸出しとレファレンス(質問・回答)による資料提供機能の充実に努めるとともに、情報の発信を図ります。	貸出サービスを基本とし、レファレンスサービス、予約サービスに努める。	3	年間貸出600,638冊の貸出冊数であった。市民の要求に応える資料提供ができた。	来館者へのサービスから一歩踏み出し市民の課題解決に対するサービスの取組をおこなう必要がある。
2	(3)	④					地域における子ども読書活動を推進します。	子どもたちが本の楽しさに出会い、自ら考え、学ぶ力を育むことのできる事業を実施する。	3	読み聞かせ講座に113名の参加があった。	ひとりでも多くの子どもたちに本を手渡すため、関連施設等との連携を進めていく必要がある。

達成度  
 1目標著しく未達成  
 2目標を未達成  
 3目標どおりに達成  
 4目標を上回る成果を持って達成  
 5目標を著しく上回る成果を持って達成

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
2	(2)	①	5 青少年の健全育成 (1)青少年の非行防止や健全育成を図るため、青少年への相談活動や、対話・声かけを大切にしながら、青少年自らが啓発活動に取り組む機会を設ける。	次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり	青少年の健全育成	①地域ぐるみの健全育成運動の展開と啓発 ②青少年交流の促進 ③教育環境浄化及び非行防止対策の推進 ④自然体験学習センターの活用	①放課後子ども教室など、地域ぐるみで子どもを育てる機会や環境の充実 ②青少年の社会・自然体験の機会づくり ③街頭補導や青少年相談活動により、青少年にふさわしい環境づくりを促進 ④森の未来館の管理運営効率化推進	①地域教育力向上をめざし、地域で子どもを育てる環境を確立するとともに、地域ボランティアの安定数確保を図る。 ②自然体験(アドベンチャーキャンプ等)を通し、青少年リーダーの育成を図る。 ③各中学校区における関係機関との合同会議および定期的な街頭補導と非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施する。 ④自然体験学習センターやその周辺施設と隣接する民間施設と連携を図りながら、豊かな自然の中で集団活動が体験できるよう、管理運営を行う。	3	①8学区(葉山除く)で放課後子ども教室を実施し、今年度から再開した金勝学区は、夏休みの開催ではあるが、地域ボランティアの協力を得ながら実施した。 スタッフ 95人 参加者291人(金勝のみ延べ102人) ②国立若狭青少年自然の家においてアドベンチャーキャンプを実施(総勢 56人)参加者27人、中学生11人、大学生11人、大人ボランティア2人 自然体験を通し、青少年や青年リーダーの育成を図ることができた。彼らが中心となって、ふれあい文化祭で「体験コーナー」を担当した。 ③各学校の生徒指導担当教員との連携を図り、定期的な街頭補導の実施および非行防止教室を開催し、啓発活動を実施した。 啓発部会による非行防止教室は手作り人形による人形劇や各年齢にあわせた内容で実施することができた。また、定期的な街頭補導やイベント時の補導活動と啓発活動についても計画どおり実施できた。 ④隣接する民間施設との連携も行われ、相乗効果が図られた。	放課後子ども教室開催にかかるボランティアについては、本年度は増加となったが、ボランティアの高齢化が進む中でボランティアの確保は引き続き課題となっている。 青少年リーダーの育成については、継続して事業に参加している中学生や大学生を中心に、体験の機会を提供することでリーダーとして活動することの楽しさを見つけ出すよう誘導するが、中学生になると部活動があるため、参加が困難になる状況がある。
2	(2)	③	(2)子どもたちの道徳性や規範意識の向上に向け、地域や関係機関と連携する	次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり	家庭・地域・学校の連携強化	家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備	地域教育力向上につなげられるよう、家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境整備を行う。	地域の教育力の向上をめざし、地域で子どもを育てる環境を確立すると共に、地域ボランティアスタッフの安定数確保を図る。	3	8学区(葉山除く)で放課後子ども教室を実施し、今年度から再開した金勝学区は、夏休みの開催ではあるが、地域ボランティアの協力を得ながら実施した。 スタッフ、95人 参加者291人(金勝のみ延べ102人)	ボランティアスタッフについて、総数は増加傾向にあるが、高齢化などでその確保が厳しくなっていることから、生涯学習講座などの参加者への声かけなどを継続して取り組む必要がある。
2	(3)	⑤	(1)生涯学習事業や親子を対象とした講座の充実による生涯学習社会の構築	生涯学習のまちづくり	生涯学習の支援と充実	生涯学習推進体制の拡充	社会教育指導員の設置により生涯学習の普及を図る	市民や受講生の意見を反映させ、各コミュニティセンター等と連携しながら、地域の特色を活かした講座を展開していく。	3	各コミュニティセンターをはじめ、地域団体との連携協力により「はつらつ教養大学」「人権・同和教育巡回講座」「小学校区人権ネット研修会と共催」「重点事業」「生涯学習まちづくり講座」を計画通り実施することができた。 はつらつ教養大学 延べ1,285人 人権・同和教育巡回講座 延べ822人 重点事業 延べ1,082人 生涯学習まちづくり講座 延べ60人	講座開催にあたり、地域で活動されている方を講師に招くなど、地域の人材発掘と育成に取り組む、生涯学習の意識を広げていくことが課題である。
2	(3)	⑤	(3)身近な自然を活用した環境学習の場として有効活用	生涯学習のまちづくり	生涯学習関連施設の利用促進	自然観察の森を活用した環境学習の推進	①観察会や四季を通じたイベント等の環境学習の充実 ②JVR養成講座の開催	自然観察の森を活用した環境学習・養成講座を開催し、その指導員・リーダー育成を推進する。	3	JVR養成講座18名がリーダーとなり、中心的役割を果たすなどの成果が見受けられた。 自然観察の森年間入場者数 10,152人	イベント参加者は増加に転じたが、来園者数が減少傾向にあることから、情報発信等効果的なPRを考えていく必要がある。 築30年以上を経過し、施設の老朽化への対応が必要である。
2	(3)	④	(2)市民の読書活動や生涯学習を支える資料、情報収集ならびに提供を行う	生涯学習のまちづくり	生涯学習関連施設の利用促進	図書館機能の充実	地域における子ども読書活動を推進する。	子どもたちが本の楽しさに出会い、自ら考え、学ぶ力を育むことのできる事業を実施する。	3	子どもと本を結ぶ事業をはじめ、子どもたちの読書のきっかけとなる展示等ができた。	乗東市全域の子どもたちに対して取り組みを進めて行く必要がある。 また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の第四次計画および「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」を受け、市子ども読書活動推進計画を策定する必要がある。

達成度  
 1目標著しく未達成  
 2目標を未達成  
 3目標どおりに達成  
 4目標を上回る成果を持って達成  
 5目標を著しく上回る成果を持って達成

第2期教育振興基本計画			平成30年度教育方針	平成30年度重点事業							
基本的方向	基本項目	具体的な取り組み	具体的な取り組み方針	施策	基本事業	事務事業	詳細事業	当該年度の取り組み方針	達成度(5段階)	実績と成果	今後の課題及び問題点
2	(3)	①	6 生涯スポーツの振興 生涯スポーツのまちづくりを進める	生涯スポーツを推進するまちづくり	生涯スポーツの普及	生涯スポーツ事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員及び地域の体育・スポーツ関係団体等による大会・講習会・派遣指導などにより、軽スポーツ・生涯スポーツの普及を促進します。</li> <li>・レクリエーション活動など、軽度な身体運動を通じて元気で健康なスポーツライフの実現、生活習慣の確立に向け、関係団体等と共に健康づくり事業の充実を図ります。</li> <li>・各種スポーツ大会事業開催など、スポーツを楽しむ、身近に体験できる機会の充実を図ります。</li> <li>・学校体育施設の市民への開放を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と共に、主に軽度なスポーツ事業を開催して、市民の健康増進やスポーツへの関心を高めます。</li> <li>・関係団体との連携による「馬に親しむ日」「ロード競技三大会」等を実施します。</li> <li>・学校施設の空き時間を活用して、スポーツを楽しむ場を提供します。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中止となった事業もあったが、年度計画に基づき実施することができました。推進委員の派遣・指導により各学区・地域でスポーツ事業も展開できた。</li> <li>・ロード競技三大会参加者数:1,403人</li> <li>・ニュースポーツ大会参加者数:54人</li> <li>・市民スポーツ大会参加者数:2,422人</li> <li>・馬に親しむ日参加者数:4,082人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、市民からの多様なニーズに対応できる人材・施設・事業の充実が必要がある。</li> </ul>
					スポーツ施設の充実	社会体育施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設の改修整備を推進します。</li> <li>・施設間の情報共有や利用者向けホームページの運用により、利用者の利便性の向上を図ります。</li> <li>・指定管理者制度による社会体育施設の管理・運営を継続し、利用者サービスの向上や施設の安全性・効率性の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全な社会体育施設として市民による活用を図る。</li> <li>・既存ネットワーク、設備の活用による利用者への利便性向上。</li> <li>・指定管理者への指導と連携により適切な管理運営を実施します。</li> <li>・野洲川運動公園陸上競技場改修、市民体育館改修に向けた準備を行います。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜の改修と修繕により快的な利用を提供できた。</li> <li>・社会体育施設間の既設ネットワークを活用し、利便性を確保できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も施設の老朽化が進むことが予想されるため、計画的な改修を行う必要がある。</li> </ul>
					生涯スポーツ推進体制の強化	生涯スポーツ推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用や会員募集への支援を行い、総合型地域スポーツクラブの活動安定化を促進します。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。</li> <li>・スポーツ関係団体の主体的な活動を支援します。</li> <li>・令和6年に予定される滋賀県での国民体育大会開催などの大規模なスポーツ大会を見据えて、ジュニア世代の育成や競技力向上に向けて関係機関と連携を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ運営等を補助する職員を配して組織の安定・定着化を進めます。</li> <li>・クラブ設立を検討する団体に対して県スポーツ協会等と連携して創設準備を支援します。</li> <li>・健康増進、競技力・基礎体力向上を図るためのスポーツ団体の活動を支援します。</li> <li>・市スポーツ協会や県等と連携、協力してジュニア世代、特にスポーツ少年団の育成に努めます。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者によるほぼ適切な管理運営ができており、野洲川運動公園の管理も国とのルール化が定着し、良好な関係のもと事業が実施できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの会員が減少してきており、地域におけるスポーツへの参画を促進するための対策が必要がある。</li> </ul>

達成度  
 1目標著しく未達成  
 2目標を未達成  
 3目標どおりに達成  
 4目標を上回る成果を持って達成  
 5目標を著しく上回る成果を持って達成

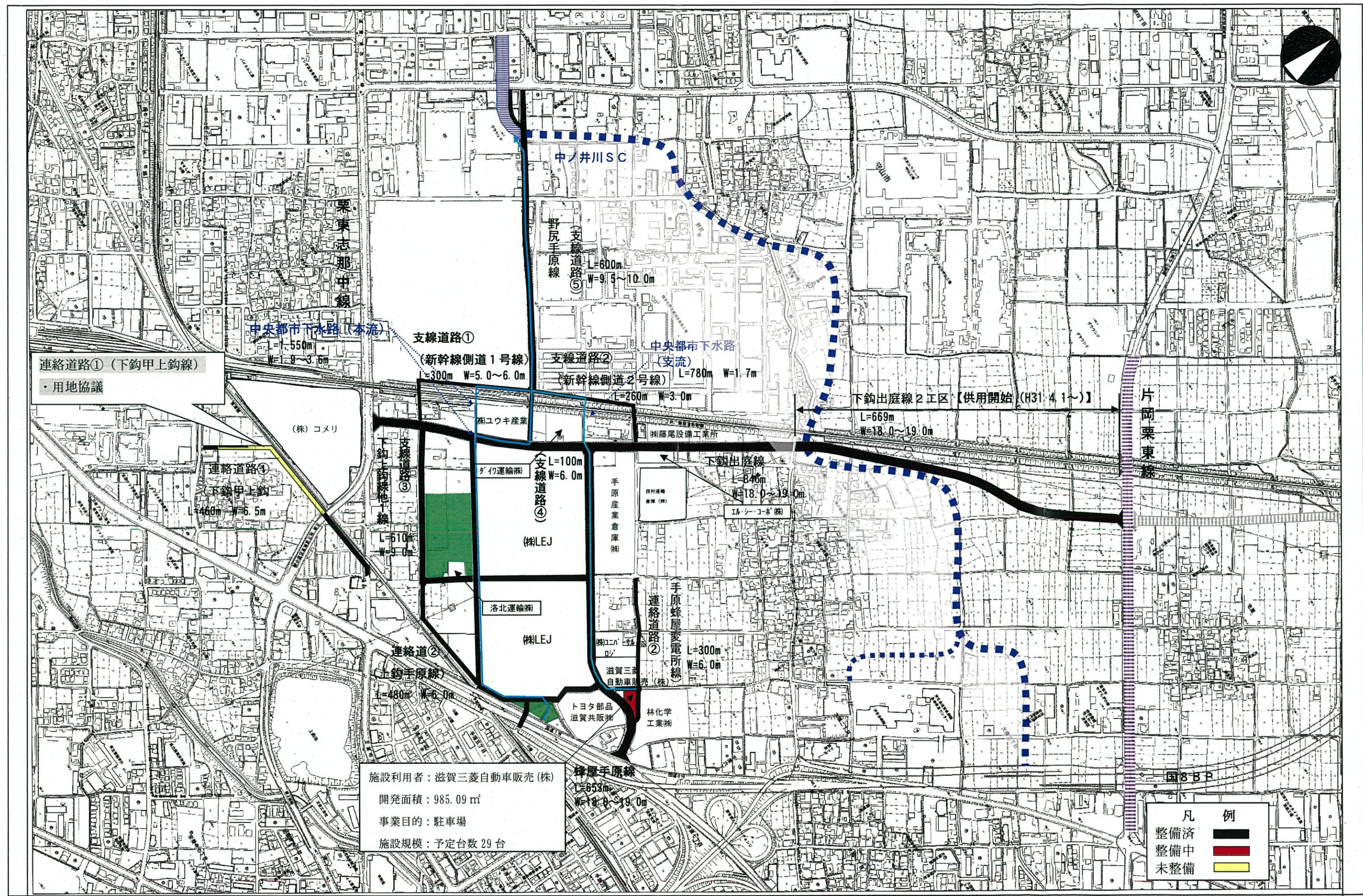
2	(3)	②	7 市民文化や芸術活動の振興	市民文化や芸術活動の振興	市民文化や芸術振興のまちづくり	文化芸術に親しむ環境づくり	芸術文化会館「さくら」の適切な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらを軸として、市民が参画する文化事業を促進します。</li> <li>・各関係団体やさくらボランティアとの協働による文化芸術の振興を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度による芸術文化会館の運営、市民参画のさくら自主事業を展開します。</li> <li>・文化協会加盟団体の活動、芸術文化会館の自主事業を推進します。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による計画的で適切な管理運営ができた。今年度は整流器の更新が計画どおり実施でき、緊急修繕など利用者への利便性に不都合は生じなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館から20年を迎え、老朽化が進んでいる。今後も施設の修繕と共に定期的な機器の更新が必要がある。</li> </ul>
						市民芸術文化の創造	音楽活動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主的な文化活動を促進するとともに、活動の場の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽振興会・少年少女合唱団の音楽活動に対する支援を行います。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両団体の活動を通じて、市民が音楽に親しみ、楽しむ場の提供に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両団体とも今後も継続的に活動を続けていくため、会員数、団員数の維持に努めていく必要がある。</li> </ul>
						文化祭・美術展の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭、美術展、音楽祭などの実施団体における活動の支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭、美術展、音楽祭を開催します。</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭(6月協会美術展)、音楽祭(9月)、美術展(10～11月)が予定通り実施できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの事業の連携・協働が今後の課題である。</li> </ul>	

達成度  
1目標著しく未達成  
2目標を未達成  
3目標どおりに達成  
4目標を上回る成果を持って達成  
5目標を著しく上回る成果を持って達成

2	(3)	③	8 文化遺産の保護と活用	文化財の保存、継承と活用を推進する	歴史や伝統文化の語り継がなまちづくり	文化財指定制度の推進と指定文化財の保存	・文化財の新たな指定を促進・推進します。 ・国・市指定文化財の維持管理や民族芸能活動団体への支援を図ります。	・文化財新指定に先立つ調査や指定候補の選定を行います。 ・補助に対する規則・要綱等に基づき、保存・継承事業に対する財政的支援を継続していく必要があります。	3	・管理や保存団体活動に関する事業補助、助言等が実施できた。	・今後も補助制度を活用し、修理や維持、継承を行っていくことが重要であり、加えて火災や盗難、破損からも文化財を守っていく必要がある。	
						埋蔵文化財調査の実施	・各種開発に先立つ試掘など、埋蔵文化財の状況把握と適切な保存策の実行を推進します。	・円滑に埋蔵文化財調査を実施します。	3	・書類審査、試掘調査を実施し、開発工事の際に適正な遺跡保護を請じ概ね順調に調査できた。大型物件は減少しているが、継続的に活発な開発があり、人的にも厳しい状況が続いている。	・今後も一層の住宅開発、工場等建設が進むと予想されることから、埋蔵文化財担当職員の育成が課題である。	
						文化財の公開と普及啓発	・文化財所有者などの理解を得て、所蔵される文化財の公開を促進します。 ・出土資料を活用した歴史体験学習や各種説明会、報告会、展示会を実施・開催し、市民意識の向上を図ります。 ・観光と連携により、文化遺産の周知及び情報発信を推進します。	・所有者の理解を得て文化財の公開に努めます。	3	・補助金等の活用により文化財の継承・保全が実施できた。	・指定文化財等歴史的保存価値のある文化財については、情報発信に努めていく必要がある。	
						収蔵資料の目録化	・収蔵資料の目録化を推進します。	・里内文庫の詳細目録を作成します。	3	・対象文庫の調査・整理作業を実施し、詳細目録を作成できた。	・今後は作成した詳細目録をどのように公開していくかが課題である。	
						旧大字を単位とする文化財の悉皆調査の実施	・旧大字を単位とする文化財の悉皆調査の実施を推進します。	・出庭地域の文化財悉皆調査を実施します。	3	・文書の調査・整理作業、祭礼調査などを実施し、その成果を出庭地域の小地域展として公開することができた。	・今後も事業を継続して実施するためにも専門的な知識と技能を有した人材の確保と育成が必要がある。	
						調査成果を踏まえた小地域特集展示の実施	・調査結果を踏まえた小地域特集展示の実施を推進します。					
						博学巡拝事業の推進	・博物館教室「むかしの暮らし」の実施を推進します。 ・移築民家旧中島家を活用した博物館講座の実施を推進します。		・旧中島家住宅や館蔵資料を活用した博学巡拝事業を推進します。			
						歴史文化遺産を生かしたまちづくり	住民の発意に基づくまちづくりの推進	・重要文化財や五街道のうち東海道・中山道が存在するという特性・地域資源を活用し、住民の発意による旧街道の特性を磨く活動の支援を図ります。	・所有者とともに地域の協力を得ながら東海道の名所である旧和中散本舗、名勝大角氏庭園の歴史景観を維持します。	3	・大角氏庭園がある六地蔵自治会と協定を結び、名勝の除草・清掃を行って景観の維持できた。	・本市の地域資源として、市民と共に大切に遺産の継承を行っていく必要がある。
							歴史街道の景観啓発事業推進	・地域資源を生かした地域住民の発意によるまちづくり活動を支援し、歴史街道の魅力の向上と景観形成意識の啓発を果新します。				

達成度  
1 目標著しく未達成  
2 目標を未達成  
3 目標どおりに達成  
4 目標を上回る成果を持って達成  
5 目標を著しく上回る成果を持って達成

# まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図



連絡道路①（下鉤甲上鉤線）  
・用地協議

施設利用者：滋賀三菱自動車販売（株）  
 開発面積：985.09㎡  
 事業目的：駐車場  
 施設規模：予定台数 29台

凡例  
 整備済  
 整備中  
 未整備

## 第3次栗東市子ども読書活動推進計画策定について

### 1. 趣旨

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるうえで欠くことのできないものです。読書は国語力を構成する「考える力」、「感じる力」、「創造する力」、「表現する力」を育てる上で中核となり、「教養、価値観、感性等」を一生涯通じて育むために重要なものとされています。

読書の習慣は多くの場合、自然に身につくものではありません。そのため、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深められるような環境を整備することが重要です。

本計画は、第2次計画での成果や課題及び国、県の最新の計画を踏まえて、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として策定するものです。

### 2. 計画の名称 「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」

### 3. 計画期間 令和2年度から概ね5か年

### 4. 計画の位置づけ

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「同法」という。)が公布され、子どもの読書活動が積極的に推進されることになりました。また、同法第8条に基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。計画は、おおむね5年ごとに検証され、現在平成30年4月に第4次計画が策定され、家庭・地域・学校を通じて、様々な読書習慣の形成や読書への関心を高める取り組みを行うことが掲げられています。

滋賀県においても、平成17年2月に、同法第9条第1項の規定により「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成31年3月には「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画は、滋賀県の子どもの読書活動の推進を目指して、また、県内市町の子どもの読書活動推進計画の改訂や見直しを実施する際の基本として位置づけられています。

本計画は、国及び県の直近の子どもの読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

### 5. 計画の基本方針

子どもが自然に読書に親しみ、読書の習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境の充実に努めることを目的とします。また、この目的を達成するために、引き続き第3次計画においても、以下の基本方針をもとに推進していきます。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 家庭・地域・校園を通じた社会全体での取り組みの推進
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及



## 6. 策定の体制

- 第3次栗東市子ども読書活動推進計画検討会の開催（3回）
- パブリックコメントの実施（令和2年1月）

## 7. 策定スケジュール

- |      |     |                                     |
|------|-----|-------------------------------------|
| 令和元年 | 9月  | 総合調整会議<br>定例教育委員会<br>議会説明<br>第1回検討会 |
|      |     | ・策定スケジュール<br>・第3次計画構成（骨子）           |
| 令和元年 | 10月 | 第2回検討会                              |
|      |     | ・第2次計画成果と課題<br>・第3次計画取り組み           |
| 令和元年 | 11月 | 第3回検討会                              |
|      |     | ・第3次計画（案）作成                         |
| 令和元年 | 12月 | 総合調整会議<br>定例教育委員会<br>議会説明           |
|      |     | ・第3次計画（案）<br>・パブリックコメント             |
| 令和2年 | 1月  | パブリックコメント                           |
| 令和2年 | 2月  | 総合調整会議<br>定例教育委員会                   |
|      |     | ・第3次計画（案）<br>・パブリックコメントの結果          |
| 令和2年 | 3月  | 議会説明                                |